

笠間市告示第35号

平成19年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成19年2月26日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成19年3月5日(月)

2 場 所 笠間市議会議場

平成19年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月 5日	月	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
3月 6日	火	休 会	議案調査
3月 7日	水	休 会	議案調査
3月 8日	木	休 会	議事整理
3月 9日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
3月13日	火	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
3月14日	水	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月15日	木	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月16日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月20日	火	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月21日	水	休 会	〔春分の日〕
3月22日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月23日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

平成19年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成19年3月5日 午前10時00分開会

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君	
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君	
	1	番	小	磯	節	子	君	
	2	番	石	田	安	夫	君	
	3	番	蛭	澤	幸	一	君	
	4	番	野	口		圓	君	
	5	番	藤	枝		浩	君	
	6	番	鈴	木	裕	士	君	
	7	番	鈴	木	貞	夫	君	
	8	番	西	山		猛	君	
	9	番	村	上	典	男	君	
	10	番	石	松	俊	雄	君	
	11	番	畑	岡		進	君	
	12	番	海	老	澤	勝	君	
	14	番	中	澤		猛	君	
	15	番	上	野		登	君	
	16	番	横	倉	き	ん	君	
	17	番	町	田	征	久	君	
	18	番	大	関	久	義	君	
	19	番	市	村	博	之	君	
	20	番	野	原	義	昭	君	
	21	番	杉	山	一	秀	君	
	22	番	柴	沼		広	君	
	23	番	小	園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君	
	25	番	竹	江		浩	君	
	26	番	常	井	好	美	君	
	27	番	海	老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
助 役	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	畑 岡 洋 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 法 男 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	澤 畠 守 夫 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	塩 田 満 夫 君
福 祉 事 務 所 長	保 坂 悦 男 君
行 政 改 革 推 進 室 長	仲 村 洋 君
笠 間 支 所 長	寺 崎 滋 君
岩 間 支 所 長	成 田 均 君
消 防 長	青 木 昭 一 君
会 計 課 長	郡 司 弘 君
監 査 委 員 事 務 局 長	西 連 寺 洋 人 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	飛 田 信 一
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程 第 1 号

平 成 1 9 年 3 月 5 日 (月 曜 日)

午 前 1 0 時 開 会

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 施政方針について
- 日程第7 報告第4号 笠間市国民保護計画の策定について
- 日程第8 議案第6号 笠間市総合計画基本構想の策定について
- 日程第9 議案第7号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 笠間市副市長の定数を定める条例
- 議案第13号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について
- 議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例
- 日程第17 議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例
- 議案第20号 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例
- 議案第21号 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例
- 議案第22号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第18 議案第23号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第24号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第25号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）
- 議案第26号 指定管理者の指定について（稲田・福原駅前駐車場）
- 議案第27号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第28号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）
- 日程第19 議案第29号 字の区域の変更について
- 日程第20 議案第30号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第21 議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について

- 議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
 議案第33号 笠間地方広域事務組合規約の変更について
 議案第34号 笠間・水戸環境組合規約の変更について
 議案第35号 茨城地方広域環境事務組合規約の変更について
 議案第36号 筑北環境衛生組合規約の変更について
 議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
 日程第22 議案第38号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
 議案第39号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第40号 平成18年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第2号）
 議案第41号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第42号 平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第43号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第44号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第45号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第46号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第47号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第48号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第23 議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算
 議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算
 議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算
 議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
 議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算
 議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算
 議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算
 議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算
 議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 日程第2 会期の決定について
 日程第3 諸般の報告について
 日程第4 請願陳情について

- 日程第5 選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 施政方針について
- 日程第7 報告第4号 笠間市国民保護計画の策定について
- 日程第8 議案第6号 笠間市総合計画基本構想の策定について
- 日程第9 議案第7号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 笠間市副市長の定数を定める条例
- 議案第13号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について
- 議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例
- 日程第17 議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例
- 議案第20号 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例
- 議案第21号 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例
- 議案第22号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第18 議案第23号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第24号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第25号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）
- 議案第26号 指定管理者の指定について（稲田・福原駅前駐車場）
- 議案第27号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第28号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）
- 日程第19 議案第29号 字の区域の変更について
- 日程第20 議案第30号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第21 議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 議案第33号 笠間地方広域事務組合規約の変更について

- 議案第34号 笠間・水戸環境組合理約の変更について
- 議案第35号 茨城地方広域環境事務組合理約の変更について
- 議案第36号 筑北環境衛生組合理約の変更について
- 議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第22 議案第38号 平成18年度笠間市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第39号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第40号 平成18年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議案第41号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第42号 平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第43号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第44号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第45号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第46号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第47号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第48号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算
- 議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算
- 議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算
- 議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算
- 議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算

午前10時00分開会

表彰状・感謝状の伝達

議長(石崎勝三君) 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、表彰状等の伝達をさせていただきます。

このたび、県町村議会議長会から常井好美君に表彰状、また県市議会議長会から大関久義君に対し感謝状が贈られましたので、私から伝達させていただきます。

恐れ入りますが、事務局長から順にお名前をお呼びいたしますので、演壇の方をお願いいたします。

議会事務局長（鈴木健二君） お呼びいたします。

初めに、26番常井好美議員、お願いいたします。

議長（石崎勝三君）

表彰状

西茨城郡岩間町議会議員 常井好美殿

あなたは、議会議員として20年の長きにわたり、地方自治の振興発展に寄与された功績はまことに多大であります。よって、記念品を贈り、これを表彰します。

平成19年2月14日

茨城県町村議会議長会会長 小林 宏（代読）

〔表彰状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 次に、18番大関久義議員、お願いいたします。

議長（石崎勝三君）

感謝状

前笠間市議会議長 大関久義殿

あなたは、本会の運営と地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上、振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝状を贈呈して、深甚なる謝意を表します。

平成19年1月23日

茨城県市議会議長会長 小松崎常則（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

開会の宣告

議長（石崎勝三君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、4番野口 圓君、6番鈴木裕士君を指名いたします。

会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきまして、去る2月26日議会運営委員会を開催し、審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思っております。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会の会議の結果をご報告いたします。

当委員会は、2月26日午前10時から委員会室において、委員全員のほか議長の出席を得て、平成19年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期については、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、本日から3月23日までの19日間といたしました。

初日の5日は、会期の決定、請願陳情の付託、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、市長の施政方針、議案等の説明となります。

6日から8日は、議案調査のために休会とし、9日は、議案質疑、委員会付託、並びに予算特別委員会の設置及び付託等です。

12日と13日の2日間は、常任委員会を開催し、14、15、16日の3日間は、予算特別委員会を開催していただくこととなります。

また、19日、20日、22日の3日間を一般質問とし、最終日の23日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行います。

さらに、委員会提出議案の審査を行い、討論、採決をした後、終了となります。

以上、報告いたします。

議長（石崎勝三君） お諮りいたします。

ただいま委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月23日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（石崎勝三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を要請した者及び議会事務局職員の出席者は、別紙資料のとおりであります。

請願陳情について

議長（石崎勝三君） 日程第4、請願陳情について議題といたします。

本日までに議会に提出された陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付いたしております。この陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の総務委員会に付託いたします。

選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第5、選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石崎勝三君） この選挙は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定に基づき行うものであります。

選挙は、投票により行いますが、候補者は、お手元に配付いたしました候補者名簿のとおりです。この中から、これからお配りする投票用紙に候補者1名を記載し、投票していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は28名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（石崎勝三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（石崎勝三君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

他事記載、白票は無効になります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長（鈴木健二君） それでは、お呼びいたします。

〔議会事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1番	小	磯	節	子	議員
2番	石	田	安	夫	議員
3番	蛭	澤	幸	一	議員
4番	野	口		圓	議員
5番	藤	枝		浩	議員
6番	鈴	木	裕	士	議員
7番	鈴	木	貞	夫	議員
8番	西	山		猛	議員
9番	村	上	典	男	議員
10番	石	松	俊	雄	議員
11番	畑	岡		進	議員
12番	海	老	澤	勝	議員
13番	萩	原	瑞	子	議員
14番	中	澤		猛	議員
15番	上	野		登	議員
16番	横	倉	き	ん	議員
17番	町	田	征	久	議員
18番	大	関	久	義	議員
19番	市	村	博	之	議員
20番	野	原	義	昭	議員

21番 杉 山 一 秀 議員
22番 柴 沼 広 議員
23番 小 園 江 一 三 議員
24番 須 藤 勝 雄 議員
25番 竹 江 浩 議員
26番 常 井 好 美 議員
27番 海 老 澤 勝 男 議員
28番 石 崎 勝 三 議員

議長（石崎勝三君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開 票

議長（石崎勝三君） 開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番小磯節子君、27番海老澤勝男君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔小磯節子君、海老澤勝男君立ち会いの上開票〕

議長（石崎勝三君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 28票

無効投票 0票

有効投票中、

吉 澤 範 夫 候補 26票

佐 藤 文 雄 候補 2票

以上であります。

よって、この選挙結果を茨城県後期高齢者医療広域連合に報告いたします。

施政方針について

議長（石崎勝三君） 日程第6、施政方針について市長より発言を求められております

ので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 施政方針を申し上げる前に、昨日の友部駅橋上化の式典に際しましては、石崎議長さん初め、議員各位には、大変お忙しい中ご出席をいただき、おかげさまで盛大に開催することができました。この場で、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、平成19年度当初予算案、並びにその他の議案提出に当たり、市政運営の基本方針と主要な施策の概要を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

笠間市は、地方分権時代に対応できるよう、より自立した地方自治体としての行政運営と財政基盤の強化を目指して昨年3月に合併し、新市として2年目を迎えようとしております。この間、3市町がそれぞれ培ってきた地域の特性を生かし、合併の効果を発揮できるよう、また新市の均衡ある発展や一体感の醸成に努めてまいりました。

合併により、各種料金や制度の見直し、廃止等で市民の皆様にはご負担をおかしていることと思いますが、新市としての統一性を期するため、今後も水道使用料や保育料等の統一に早急に取り組んでまいります。

合併は、行政のすべての見直しを行い、行財政改革による効率化を図り、新しい時代に対応できる行財政基盤の強化が大きな目的であります。

そのため私は、行政改革推進室を設置し、全庁的に行財政改革の断行を進めてまいりました。そして、さらに踏み込んだ行財政改革を着実に進めることによって、スリムで機動性に富んだ市の組織を構築し、自立した自治体を築いていくため、今後5年間の行財政改革の指針となる行財政改革大綱と、具体的な改革の内容及びスケジュールを明らかにする実施計画を策定いたします。

また、総合計画につきましては、笠間市のまちづくりの総合的指針となるため、基本構想の18年度策定を目指して取り組んでいるところであります。策定に当たりましては、5,000件の市民のアンケートや各地区で実施した市政懇談会、各種団体の提案書等を通して市民の意見把握に努め、また庁内組織の総合計画策定委員会や専門部会、さらに総合計画審議会での審議を進めてまいりました。

その結果、取りまとめてまいりました基本構想については、本定例会に議案として上程しているところでございますが、今後は、基本構想に掲げてありますように、「みんなで創る 文化交流都市」を目指して、六つの施策の大綱のもと、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めてまいります。

情報公開につきましては、引き続き市長交際費を初め、市のあらゆる情報についてホームページ等で積極的に公開してまいります。また、パブリックコメント手続制度を活用し

て、市の基本的な施策等の策定に当たっては、その目的、内容を広く公表し、それに対して市民のご意見等を考慮して意思決定を行います。さらに、市の方針がどういう意思決定を経て決められたのか、政策決定の経過も公開してまいります。

また、監査機能の充実を図るため、監査委員の定数を1人増加する条例改正議案と、18年度に引き続き市長給与を20%減額する条例改正議案を今定例会に提案しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、平成19年度予算方針について述べさせていただきます。

我が国の経済は、企業部門の好調さが雇用、所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くと見込まれ、バブル経済崩壊後10数年にわたる長期停滞のトンネルを抜け出し、ようやく未来への明るい展望を持てる状況になったと言われております。

一方、地方においては、一部波及効果も見られますが、個人所得の伸び悩み等、依然として厳しい状況であります。

国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、成長力・競争力強化、財政健全化及び安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現の三つの優先課題に取り組むこととしております。このうち、財政健全化については、2010年代半ばに向け、債務残高対GDP比を安定的に引き下げることを目指し、まずは、2011年度までに基礎的財政収支を確実に黒字化することとしております。

このような状況の中で、実質的に合併2年目を迎える平成19年度予算編成に当たり、歳入においては、昨年に引き続き地方交付税算定の特例分、県補助金の合併特例交付金、合併特例債等の合併支援措置を有効に活用するとともに、新たに広告収入を見込むなど、極力歳入の確保に努めました。

一方、歳出面では、現在作成中の行財政改革大綱及び実施計画に基づき、新たに職員の資質向上のための各種研修及び人事評価制度の導入を図るとともに、施設利用者の利便性の向上と管理経費の軽減を目的として、クライנגルテンや体育施設について指定管理者制度を導入するなどの行財政改革に資するよう予算化をいたしました。

また、新市の一体感を醸成し、合併効果を高めるための幹線道路整備、交通の利便性を高めるための駅周辺整備と新しい交通体系の整備費用等を計上し、合併後のさらなる一体性の確立、機構ある発展に資するため、都市基盤整備に重点を置いた予算編成をいたしました。

平成19年度の一般会計は、総額 273億 1,000万円であります。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の6会計で、予算総額 209億 1,513万 1,000円であります。企業会計予算につきましては、病院事業会計、笠間水道事業会計、友部水道事業会計、岩間水道事業会計、工業用水道事業会計の5会計で、予算総額32億 2,419万 1,000円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた平成19年度予算総額は514億 4,932万 2,000円となっております。

詳細については、予算説明の中で申し上げますが、市の財政状況を見通した場合、歳入において、市税については税源移譲に伴い増加しているものの、一方で、新分権改革により国庫補助負担金の廃止、縮小、地方交付税については減少が余儀なくされております。また、地方債については、平成17年度決算による特別会計を含めた地方債の現在高は518億 2,033万 2,000円であり、実質公債費比率は12.5%となっております。借り入れに当たっては、急激な実質公債費比率の上昇を招かぬよう、合併特例債を初め、地方交付税措置のあるものを有効に活用いたします。

そして、合併効果を最大限に生かせるよう、限られた財源の重点的かつ効率的な予算の配分を行うとともに、節度ある財政運営に努めてまいります。

続きまして、主要な施策の概要について述べさせていただきます。

初めに、都市基盤の整備についてご説明申し上げます。

高速道路の整備につきましては、北関東自動車道の友部インターチェンジから、仮称ではございますが、笠間インターチェンジまでの区間9.2キロメートルについては、本年秋に供用開始が予定されており、現在、上加賀田地域に舗装プラントを建設し、全線舗装工事に着手されております。

国道50号線金井交差点より才木までの区間につきましては、19年度に4車線化の供用が図られ、さらに石井地内の4車線化の促進をしております。

また、国道355号笠間バイパスにつきましては、市道来栖飯合線から大和田甲ノ山線までの660メートルの区間について、20年3月下旬に開通される予定であります。

今後とも、国、県へ整備促進について積極的に働きかけを行ってまいります。

次に、市の一体感を促進する幹線道路の整備でございますが、南友部平町線、旧畜産試験場から岩間支所に向かう市道(友)1級12号線など12路線につきましては、合併特例債を活用して整備することとしております。用地取得、工事の推進を図ってまいります。

特に南友部平町線は、笠間市街地から友部環状道路やJR友部駅北口を結ぶ幹線道路として重要な路線であり、友部駅周辺に集中している交通を分散・導入し、市街地の交通渋滞の緩和と歩行者への安全確保を図るものであります。

また、上町大沢線は、国道355号と相まって笠間地区市街地と友部地区市街地を結ぶとともに、北関東自動車道友部インターに直接連絡する路線で、市の一体感と振興に不可欠な路線であります。

昨年実施しました市政懇談会において要望の多かったのは、生活道路の整備でございます。この整備状況はまだ不十分であると考えておりますので、交通危険箇所や緊急性の高い路線を最優先に整備を実施し、安全安心なまちづくりを目指してまいります。

次に、友部駅の橋上化及び南北自由通路の整備につきましては、昨日供用開始をしたと

ころであります。この供用に伴い、駅利用者の利便性の向上はもとより、駅の南北両地域の活性化に資するとともに、笠間市の新しい顔として交流が拡大し、地域の振興が図れるものと期待をしております。

なお、引き続き北口広場や駅北線などの整備を進めるとともに、岩間駅の橋上駅舎及び自由通路の整備につきましても、実施設計を行い、逐次進めてまいります。

次に、河川の整備につきましては、市内の中央部を流下する涸沼川の改修について、JR水戸線から笠間大橋までの区間は整備も進み、昨年度から笠間大橋のかけかえ工事を行っております。市のシンボリックな橋として、20年度の完成を目指して事業を進めているところでもあります。

また、未改修の下流部についての事業化も、流域市町と協力しながら、県に対して早期事業着手を要望するとともに、市街地の排水対策につきましても、実態に沿って適切に対応をしております。

次に、商業の振興についてご説明を申し上げます。

近年、社会経済状況の変化に伴い、余暇時間の増大、自然志向、食の安全など、生活の質に対するニーズが高まる中、グリーンツーリズムへの関心がますます高まってきております。

このような中、笠間クラインガルテンにつきましては、指定管理者制度の導入により民間的感覚を持った効率的な運営管理をしております。

また、水稻や果樹類など多くの園芸作物が栽培され、庭先販売農家が点在する愛宕山周辺地域においても、これらの農業にかかわる地域資源や自然環境を生かしながら、あたご天狗の森スカイロッジを基点とした農業体験や自然に触れ合う地域住民と都市住民との交流事業を行い、地域の活性化と農業振興に努めてまいります。

また、農業の持続的な発展と振興のための指針として、総合計画に基づき、19年度において農林業振興基本計画を策定いたします。さらに、担い手となる認定農業者の育成や集落営農組織づくり、安全安心な農産物づくりによる地産地消の推進、今年度のブランド米「かさまの粋」づくりを初めとする農産物のブランド化や販路の拡大に努めてまいります。

昨年は、市内においても、各地域でイノシシ等による被害をこうむりましたが、本年2月に、茨城、栃木両県12市町の構成による茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会が設立され、19年度からは、時期を同じくして一斉駆除、その生態や被害発生等の情報の共有、防護さく、電気さく、捕獲おりの導入等にも力を入れてまいります。

農地・農業用施設は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その資源の適切な保全・管理が困難となってきております。このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行う必要があり、19年度から5カ年計画で、小原・押辺地区など6地区、面積にして250ヘクタールについて、農地・農水・環境保全向上対策事業に取り組んでまいり

ます。

この事業を実施することにより、農業用排水路、農道、ため池などの点検維持補修を行い、農業環境の保全を図ることになります。

次に、経営体育成基盤整備事業につきましては、大淵地区、友部地区を予定しており、地区の担い手の人数を一定割合以上増加させることや、整備面積に占める担い手の経営耕地面積シェアを増加させるために、所有権移転や利用権の設定、基幹産業の受委託により農地の集積が図られることとなります。

次に、「生き生き菜園はなさか」につきましては、本年3月中の開設を目指して整備を進めております。地域住民の価値観の変化により、余暇時間を有意義に過ごしたい、安心な農産物を求めたいという考え方に変わってきておりますことから、市内在住の農業に従事していない方を対象に、農作物が栽培できる日帰り型の市民農園を、憩いの家はなさかの隣接地に開設をいたします。

次に、菊まつりについては、明治41年から1世紀の長きにわたり市民に愛され続け、笠間稲荷神社境内を中心に、「笠間稲荷の菊まつり」として開催してまいりました。19年度で第100回を迎える菊まつりは、「笠間の菊まつり」へと名称を変更し、笠間市全体のまつりへと方向転換を検討するとともに、官民一体で実施をしてまいります。

また、本市の観光を、イベント型観光から、今後は年間を通じて観光客を誘致できる通年型観光への方向転換を目指し、市の歴史や文化を盛り込んで学びや体験、そして安らぎやいやしを与える観光に取り組んでまいります。

次に、佐白山周辺整備事業につきましても、笠間地区の歴史や文化性に富んだ佐白山麓公園を中心に拠点整備を実施することにより、芸術の森公園との連携及び機能の分担を考慮してまいります。

さらに、佐白山麓公園は、市民の歴史的な財産であり、佐白山自然散策の休憩ポイントにもなっております。この役割を踏襲することにより、点在する本市の歴史資源、観光資源のネットワークを図り、回遊性の向上につなげてまいります。

観光周遊バスにつきましては、市内観光施設間の回遊性の強化を図るため、13年度より運行を開始しておりますが、これまで5年間の実績を踏まえ、19年度からの運行につきましては、構成団体、笠間市、日動美術館、笠間稲荷神社、茨城県陶芸美術館、笠間工芸の丘、観光協会等で負担金等の見直しを検討してまいりました。

今後は、商店街を中心に、新たな協賛金の加入促進を図るとともに、周遊バスの運行のさらなる充実を図るため、運行経路拡大の停留所の増設や利用者の有料化、いわゆるワンコイン化も検討してまいります。

なお、日本宝くじ協会の助成事業を活用し新規バスの購入を図り、20年度からの運行を目指してまいります。

次に、商業の振興につきましては、笠間稲荷門前通り商店街を初めとする3商店街の中

心として、市街地の活性化に向けた空き店舗実態調査を実施し、ギャラリー等の企画や地場産材の直売店等に利用し、各商店街と協働で取り組んでまいります。

また、3商工会の合併につきましても、商工会の公共性や行政との連携を図る上で、早期の合併が必要であると考えておりますので、茨城県商工会連合会と連携を図りながら、早期合併に向け支援をしてまいります。

工業の振興につきましては、常磐自動車道の友部スマートインターチェンジの設置を契機に、交通の利便性を十分に生かして、茨城中央工業団地、いわゆる笠間地区の未利用地を中心に、企業の誘致を茨城県との連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

地場産業の振興につきましては、公共事業への県産御影石の活用、茨城ストーンフェスティバルや、いなだストーンエキシビションの事業を支援し、稲田御影石のPRとブランド化に向け推進してまいります。

笠間焼につきましては、陶炎祭、匠のまつり等、伝統的工芸品の需要の開拓、販路拡大や産地交流の振興、さらに、現在32店舗参加している桃宴祭（ひなまつり）の拡大を支援し、笠間焼のPRに努めてまいります。

次に、保健福祉の充実についてご説明申し上げます。

地域の健康づくりにつきましては、生活習慣病対策が重要な課題となっていることから、新たに壮年期からの健康づくりを推進してまいります。

具体的には、笠間地区、友部地区、岩間地区の3カ所の公的施設を活用して、健康運動指導士を中心に、ストレッチ系、エアロビックダンス系を取り入れ、各地区週1回、40歳以上の方々を対象に、気軽に参加できる場の提供と健康体操を実施しながら、市民の健康意識の高揚と健康増進を図ってまいります。

また、地域福祉の推進につきましては、だれもが住みなれた地域で、家族や地域の人々とかかわり合いを持ち、暮らし続けることを望んでおります。

19年度、新たに地域福祉計画を策定し、地域社会を基本とする福祉の仕組みづくりや、これらを支える人づくり、活動拠点となる場づくりなど、きめ細かな地域福祉の体制を整え、地域に応じた福祉サービスを総合的に展開してまいります。

また、社会福祉協議会、ボランティア、NPOや地域の各種団体、民生委員、児童委員などとの連携を図りながら、ともに協力し、支え合い、助け合う福祉社会づくりに取り組んでまいります。

次に、障害者福祉につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、身体障害、知的障害、精神障害の異なる制度の一元化や身近な市町村が責任を持ってサービスを提供する仕組みに大きく変化しました。これらの制度の充実によって、障害者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指した自立支援給付事業、並びに障害者地域生活支援事業の障害者福祉サービスに努めてまいります。

また、ノーマライゼーションの理念が浸透した社会や障害者の自立と地域生活を支援す

るため障害福祉計画を18年度中に策定し、自立に向けた支援や地域社会での受け入れ体制の充実など、各種事業が適切、効果的に提供できるよう総合的に実施してまいります。

また、平成17年国勢調査等の結果をもとに算出された1人の女性が生涯に産む子供数の推定値である合計特殊出生率が、17年には国で1.26、茨城県では1.32と発表され、同年の人口動態統計によれば、統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を1万人下回る自然減となりました。

このような少子化に歯どめをかけるためには、男女ともに、子育てをしながら安心して働くことができ、子育てに喜びを感じることができる社会をつくっていくことが重要であり、少子化対策をさらに進めていく必要があります。

そして、次世代育成支援行動計画を18年度に策定しますが、その推進に関し、次世代育成支援対策地域協議会を設置して、必要となるべき措置について協議してまいります。

そして、この計画の目標事業の一つであります、放課後児童クラブにつきましては、友部小学校敷地内で建設を進めておりますが、3月末には利用できる運びとなりました。

また、児童手当法の改正に伴い、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を第1子及び第2子について、月5,000円増額して、出生順位にかかわらず一律1万円を支給いたします。

次に、家庭児童相談室につきましては、児童虐待、心身の発達障害、いじめ等家庭における人間関係や児童の養育などの問題について相談を受けるために設置されておりますが、19年度から、児童相談体制の充実を図るため、新たに相談用直通電話を設置いたします。子供たちの健やかな成長を願って、18歳までの子供とその家族に関する悩みや心配ごと、さらに夫や恋人などからの暴力被害、DVに関する相談相手となり、家庭相談員2名が問題解決のお手伝いをいたします。

次に、高齢福祉につきましては、本年11月10日から13日の4日間にわたり、茨城県内の21市町を会場して、ねんりんピックいばらき2007が開催されます。ねんりんピックは、60歳以上の高齢者の方々を対象として、スポーツ交流や文化交流などを行う全国健康福祉祭であります。

笠間市では、岩間地区においてペタンク交流大会、68チーム 272名、笠間地区において囲碁交流大会、69チーム 207名の2種目が開催されます。

このねんりんピック開催が、本市を全国アピールする絶好の機会として、市内の関係機関や団体の協力を得ながら、市のPR事業、2種目の交流大会の成功に向け、事業推進を図ってまいります。

また、介護予防事業の一環として、各地区の高齢者クラブや地域の事業の中にシルバーリハビリ体操を取り入れていただき、各地区でボランティア活動をされているリハビリ体操指導士の方々の協力を得ながら、高齢者のリハビリ体操普及事業の推進を図ってまいります。

次に、福祉バスにつきましては、笠間地区のみで運行しておりましたが、市民の一体性の確保、公平性の観点からも、できる限り早期に市全体を網羅する運送サービスの導入が必要であると考えております。

そのため、庁内でバス事業検討会を組織し、市民の意向を把握するため公共交通に関するアンケート等を実施し、手法等の検討をしたところであります。その中で、公共交通の利用意向が高い交通弱者となる方にとって最も利便性が高い運送サービス手法は、ドアからドアの送迎を可能とする乗り合い車両によるデマンド交通システムを、また、その利用に際しましては、財源確保や公平性から一定の利用者負担をいただきながら実施することが適当ではないかとの方向性を見出しました。

さらに、デマンド交通システムを具体化するために、各機関を代表する方々からなる笠間市地域公共交通会議を本年2月に立ち上げ、市としての考え方を提案したところであり、本年秋を目指して、全市を網羅するデマンド交通等の新交通システムを運行するため、関係機関と調整をしております。

次に、生活環境の整備についてご説明申し上げます。

新しいまちづくりを進めるために総合計画を策定いたしますが、この総合計画を踏まえて、文化交流都市を実現するため、19年度から20年度に、将来の目指すべき都市像や土地利用などのまちづくりの基本方針を定める都市計画マスタープランを作成いたします。本計画は、おおむね20年後を見据えたまちづくりの基本方針を定めるもので、土地利用に関するアンケート調査や地域懇談会を通じ、地域特性を踏まえて策定しております。

また、JR友部駅周辺を交流拠点として位置づけ、16年より、まちづくり交付金事業により橋上駅、南北自由通路の整備に着手してまいりましたが、友部駅南口周辺は、人口の減少、商業の衰退が顕在化し、市街地の中に空き地や空き店舗が目立つようになってきたため、まちの顔としてふさわしいにぎわいのある市街地形成が必要であります。そのため、友部駅南口まちづくり推進事業により、駅前地区の活性化に向け、地区懇談会等を通じ市民との協働によるまちづくりを進めてまいります。

次に、岩間駅東土地区画整理事業につきましては、18年度まちづくり交付金事業により、駅の機能強化や駅東口広場、街路整備と一体的に整備する関連事業として、駅周辺及び駅東地区の市街地の活性化を図るものであります。これにより未利用地の都市的土地利用への転換を効率的に促進し、新笠間市の中心市街地の一つとして秩序ある市街地の形成が図られます。

次に、環境基本計画につきましては、19年度に市民や事業者からの意見、ご提言をいただき、将来に向けた望ましい笠間市の環境像を設定し、その実現に向けた実施の行動計画等を作成してまいります。

なお、エコフロンティアかさまにつきましては、今後とも地元との地域振興並びに環境保全等の締結に向け、引き続き地域の皆さんと合意形成に努めるとともに、さらなる安全

を第一に考えた運営管理を促進してまいります。

次に、消防団につきましては、災害に強い安心安全なまちをつくるためご尽力をいただいております。耐用年数を超えた老朽化の著しい消防ポンプ車両につきましては、計画的に更新をしており、19年度は友部地区、岩間地区で更新してまいります。また、老朽化と狭隘で不便を来しております消防団機械器具置き場並びに詰所につきましては、笠間地区、友部地区の建設を予定し、機動力の向上を図ってまいります。

次に、国民保護法に基づく国民保護計画は、18年度に計画策定が完了いたしましたので、19年度において避難実施要領パターンや市民向けのパンフレットを作成し、周知を図ってまいります。

また、安全安心なまちづくりの指針となる地域防災計画につきましては、現在、合併に伴う見直し作業を行っており、19年度中に新市の地域防災計画を策定するとともに、関連する防災アセスメント調査や住民用防災のしおりなどを策定してまいります。

また、県民交通災害共済につきましては、交通事故に対して見舞金を支給する制度でございますが、小・中学生の加入につきましては、18年度は500円の加入会費に対して半額の250円の補助を行っていましたが、19年度、新たに市内の小・中学生の約7,000人に対して加入会費の全額補助を行います。

次に、上水道事業につきましては、旧市町の事業をそのまま継承し、3事業で経営しておりますが、経営の安定や、安全快適な水の確保、供給、さらに災害時等にも安定供給を図るため、3事業全体の見直しを行い、事業統合を前提として水道事業基本計画を策定してまいります。

また、工業用水道事業につきましては、岩間工業団地内企業3社に供給しておりますが、今後とも安定供給に努めてまいります。

次に、公共下水道事業につきましては、本市の公共下水道全体計画面積2,813ヘクタールのうち、現在供用開始をしている面積は1,137ヘクタールとなっております。そのうち、水洗化率につきましては約72%であり、まだ排水設備を行っていない方々につきましては、今後も速やかに接続されるよう推進してまいります。

また、19年度の工事につきましては、管渠布設工事のほか、浄化センター等増設工事を5カ年で整備するよう債務負担行為の設定を提出したところでございます。

農業集落排水事業で現在整備を進めております枝折川地区及び岩間南部地区につきましては、既に処理場も完成し、19年度で外構工事を行い、今秋に両地区ともに供用開始を予定しております。各地区で説明会を実施してまいります。

なお、未整備地区における市民ニーズに対応するため、浄化槽の設置を推進するとともに、設置者に対しては補助金を交付し、住民負担の軽減とあわせて、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

また、公共下水道、農業集落排水施設の使用料金及び公共下水道事業受益者負担金前納

報償金の統一につきましては、本年2月の下水道審議会の答申を受けて、1年程度の周知期間を設けて市民の理解を求めてまいります。

次に、教育・文化の充実について説明申し上げます。

学校教育につきましては、児童・生徒の学力と学習意欲の向上に努めるとともに、それぞれの学校が主体性を発揮し、特色ある学校活動推進のため、各学校独自の事業計画を立て、事業を展開する特色ある学校づくり事業をすべての小・中学校で実施をしております。

また、教育施設は、教育を支える基本的な施設であるとともに、生涯にわたる文化スポーツなど活動の場として利用される身近な施設であります。子供たちが安心して学校生活を送れるよう、公立学校施設整備耐震化事業計画に沿って改修等の推進を図ってまいります。

19年度は、友部中学校校舎改築工事を初め、20年度に予定している岩間中学校校舎改築工事のための地質調査や実施設計を行うとともに、友部・岩間地区の小・中学校トイレ洋式化工事等の整備を進めてまいります。

また、不登校児童・生徒の一時的な教室として、学校への復帰ができるまでの心のケアと学習を行う適応指導教室を岩間地区に新たに開設いたします。

さらに、自動体外式除細動器、いわゆるAEDを2カ年計画によりすべての学校等に配置をいたしますが、19年度は、全中学校及び各公民館に設置するとともに、職員への講習を行い、救急体制の整備に努めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、子供たちの豊かな心をはぐくむための体験活動事業や、学校、幼稚園、保育所での家庭教育学級を通して家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を行うため、新たに放課後子どもプランを策定し、東小学校に放課後子ども教室を開設いたします。

また、生涯学習の拠点の充実を図るため、図書館については、子ども読書活動推進計画を策定するとともに、3図書館のシステムネットワーク化を図り、利用者の利便性とサービスの向上に努めてまいります。

次に、公民館につきましては、地域に合った年間事業計画のもと、いつでもだれでも学習できる場やパソコン講座などの要望の多い学習の提供に努めてまいります。また、老朽化している岩間公民館や各施設の活用について、委員会を設置して検討してまいります。

次に、芸術・文化振興につきましては、文化財を初め、生活文化、地域文化を積極的に保護しながら、それらの活用を図るため、県から文化財保護主事の職員派遣を受け、文化財の保護と活用に努めてまいります。

また、歴史と文化にはぐくまれた新市の「概説 笠間市史」の発刊に向け、市史編さん事業を実施してまいります。

さらに、県教育研修センターでのクールシュヴェール国際音楽アカデミー、陶芸美術館

での全国子ども陶芸展、工芸の丘でのアマチュア陶芸展など、国際的、全国的なイベントを展開し、芸術文化を創造しながら、20年度に茨城県で開催される国民文化祭に向けての準備をしております。

次に、スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、全国高等学校アームレスリング大会、陶芸の里マラソン大会の開催など、スポーツ団体等との連携を深めるとともに、市民が開催する各種スポーツ大会を支援しております。

スポーツ施設につきましては、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、総合公園、市民体育館、岩間海洋センター等で指定管理者制度の導入を、本年秋を目途に進めてまいります。

また、体力や年齢、目的に応じて、いつでもスポーツに親しみながら健康と体力づくりができる生涯スポーツ社会の実現を目指して、地域総合型スポーツクラブの設立や新たにスポーツ振興計画を策定しております。

次に、市民協働と行財政の効率化についてご説明申し上げます。

まちづくり市民活動につきましては、これまで旧3地区で進めてきましたが、昨年3月に合併したことにより、その活動範囲が広域的になり、人材も豊富になったため、市民活動に対する積極的な支援が求められております。

このような背景から、住民ニーズを生かし、新市における住民参画を一層進めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら協働でまちづくりに取り組むために、さらには市民活動を通じて新市の一体感の醸成を図り早期に合併効果を出すために、市民活動の必要経費に対する助成制度を創設するものであります。公募により申請を受け付け、10万円を限度に交付いたします。

また、市内の市民活動団体の活動内容についてまとめたガイドブックを作成し、市内公共施設に置き、市民活動を始めようとしている市民に参加のきっかけづくりを行うとともに、PRを行い、活動を推進しております。

次に、仕事と家庭生活、地域活動、その他の活動との調和、ワーク・ライフ・バランスの推進は、多様化した生活やみずからの希望に沿って生活できる社会環境づくりを目指すものであり、男女共同参画社会実現のためのキーワードでもあります。

このため、雇用の場における男女平等の実現を図るために、事業者と市が協定を締結する男女共同参画推進事業所の認定及び協定を新たに実施し、市が支援するもので、市と事業所が協働で積極的な推進を図っております。

次に、21年度に行う固定資産評価替え準備業務としまして、3市町を統一した評価基準書の作成、状況類似地区の見直し並びに地目照合のため、航空写真撮影を行っております。

また、国の税源移譲に伴い、従前にも増して自主財源確保の重要性や税負担の公平性を確保する観点から、滞納整理や滞納処分を強化しております。

平成19年1月末現在の市税の徴収率は76.29%、滞納額は22億9,665万8,000円となっており、差し押さえ件数は32件であります。19年度につきましても、積極的に差し押さえ等を行ってまいります。

そして、今後は、県と市町村の間における人事交流制度を適用し、徴収分野の対等交流を行い、県税事務所経験職員を納税課に受け入れ、収納促進を図ってまいります。さらに、滞納整理につきましても、水戸県税事務所との共同滞納整理や茨城租税債権管理機構への事案移管を進めてまいります。また、債権回収の幅を広げるため、新たに自動車タイヤロックを購入し、活用していくとともに、納付については、金融機関の預貯金口座振替をPR推進し、さらにコンビニエンスストアの市税納付ができるように納付機会をふやす検討を行い、さらなる徴収率向上を図ってまいります。

次に、市の新たな財源を確保し、あわせて地元事業所等の有効な広告の機会を確保することによってその育成と活性化を図るため、「広報かさま」及び笠間市ホームページに有料広告を掲載してまいります。そのほか、市の封筒やチラシ、ごみ袋、JR友部駅の南北自由通路など、広告掲載の可能な公共物等を対象に実施をしてまいります。

次に、補助金につきましても、その透明性、公益性等について検討するため、18年度に民間の方による補助金等検討委員会を設置いたしました。現在、この委員会において補助金等の交付基準を作成中であり、年度内に中間答申を受ける予定であります。

19年度につきましても、作成した交付基準により、すべての補助金に対して補助事業等の内容について評価を行い、その答申結果をもとに20年度の交付額を決定してまいります。

次に、本市の行財政改革の基本的な考え方と具体的な取り組み内容を示す行財政改革大綱と実施計画につきましても、行政改革推進委員会の活発なご意見を賜りながら、その策定を進めてまいりました。

今回の改革は、財政構造を見直すとともに、指定管理者制度の活用など民間活力の導入、職員数の削減などを行い、行政コストの徹底的な削減を目指したものであります。

また、適正な受益者負担の観点から、使用料、手数料などの見直しを行い、さらに費用対効果を見きわめながら、事務事業等の廃止縮小などの検討や補助金、負担金、各種行政サービスについても見直しを行っております。

このように、今回の改革においては、市民の皆様にもご理解をお願いする部分もございますので、納得と協力が得られる改革とするため、計画の策定段階から積極的な情報公開に努め、パブリックコメント手続を行いながら進めてまいりました。そして、今月中に行財政改革大綱及び実施計画の策定をし、不退転の決意で改革を行ってまいります。

次に、総合計画の基本計画につきましても、現在、総合計画策定委員会や総合計画審議会において検討しておりますが、パブリックコメントにより市民の意見を取り入れながら作成をしてまいります。

なお、総合計画決定後は、概要版の全戸配布やホームページに掲載するなど、広く市民

の皆様には周知をしております。

次に、本市では、現在、2,000万円以上の工事で一般競争入札を実施しており、また、すべての入札案件の落札業者名、落札額、予定価格を公表するとともに、受注業者の総受注金額も公表し、入札の公平性、透明性の確保に努めているところであります。

さらに、公平性、透明性を高めるための方策の一つとして、19年度後半には電子入札制度の導入を予定しております。

この電子入札制度は、入札参加業者が役所に足を運ばず、会社のパソコンで入札を行うシステムであり、入札参加業者同士が顔を合わせる機会も少なくなることから、さらに競争性が確保されることを期待しております。まずは、一般競争入札の大規模工事からの適用を考えております。その後、中規模、小規模工事へと段階的に拡大するとともに、設計書等の閲覧も会社のパソコンでできるようにしたいと考えております。

次に、本市にとって、常に市民の行政に対する要望にこたえ続けていくためには、職員の能力の向上、人材育成は必要不可欠なものであります。そのため、昨年、人材育成基本方針を策定いたしました。これらには大きく二つの要素があり、一つは、人事評価制度であり、もう一つは、職員の研修制度であります。

まず、人事評価制度ですが、昨年は、職員全員に説明会と評価者のための研修等を行い、本年1月から本格導入いたしました。この人事評価制度は、昇給、昇格及び人事異動等に反映するものですが、公平性、納得性、透明性を高めながら、評価結果を本人にフィードバックすることにより、一人一人の資質や能力向上を目指すものであります。

もう一方の職員の研修制度ですが、職員研修規程に基づいて研修計画を進めてきたところでございます。研修内容は、基本研修、特別研修、派遣研修として全職員が年間複数の研修を受講できるよう、大幅に回数及び内容の充実を考えて計画いたしました。

これらにより職員の人格や識見を高め、勤務能率の向上を図り、全体の奉仕者として市民に信頼される職員の育成に努めてまいります。

また、適正な定員管理により効率的な行財政運営が必要であります。今般、定員適正化計画を策定し、数値目標を定め、人材の有効活用を進め、事務事業の効率的な遂行のための適正な人員配置に努めてまいります。

次に、合併時に組織しました行政機構につきましては、本所機能の強化と支所との連携を図るため、指揮命令系統を明確にし、本所の課の統合、新設などにより、事務事業の効率化と市民サービスの低下とならないよう配慮した組織の見直しを行ったところであります。

最後になりましたが、19年度は合併2年目ということで、合併効果をさらに市民に示していかなければならないと考えております。皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

以上で、平成19年度市政運営の基本方針と主要な施策の概要の説明を終わらせていただ

きます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時25分にいたします。

午前 11 時 17 分休憩

午前 11 時 28 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第4号 笠間市国民保護計画の策定について

議長（石崎勝三君） 日程第7、報告第4号 笠間市国民保護計画の策定についてを議題にいたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第4号 笠間市国民保護計画の策定についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成16年に公布されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき策定しました笠間市国民保護計画について、同法同条第6項の規定により議会に報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長（畑岡 洋君） 報告第4号 笠間市国民保護計画の策定についてご説明を申し上げます。

笠間市国民保護計画の1ページをお開きください。

まず、市の責務、計画の位置づけでございます。

国民保護法第35条の規定によりまして、国民保護計画を策定するところでございます。策定に当たりましては、国、県からの市町村国民保護モデル計画に基づきまして、34名からなる笠間市国民保護協議会委員を委嘱いたしまして、平成18年11月10日に第1回の協議会を開催し、計画の素案、協議を行い、さらに県との協議を行いました。そして、1月9日から31日にかけてパブリックコメントを行いまして、平成19年2月16日第2回の協議会を開催いたしまして、変更、さらに修正を行いまして、市長へ計画の答申をいただい

たところでございます。さらに、県知事の協議を行いまして、本日議会へ報告するものでございます。

まず、全体でございますが、5編からなっております。総論、平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等、さらに緊急対処事態への対処ということで、大きく5本の柱、そして24本の小柱といたしますが、章立てで、全体90ページからなっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

市の防災計画との関連でございます。

ご承知のように、合併前に3市町それぞれに防災計画があったわけではありますが、現在、その見直しをしているところでございます。19年度の段階で新しく委員会で審議をいただきまして、新笠間市としての防災計画を作成いたしまして、6月議会に報告の予定でございます。

さらに、この計画の見直し、変更等でございますが、作成と同様に国民保護協議会に諮問をし、さらに知事に協議をいたしまして、議会に報告し、住民に公表と、こういう手順でございます。

3ページでございますが、第2章の国民保護措置に関する基本方針ということで、1から8に述べております。特に留意するべきところでございます。

さらに、5ページには、第3章に、関係機関の事務又は業務の大綱ということで、国民保護措置の基本的な仕組み、避難、救援、武力攻撃災害への対処ということで、国の対策本部、県の対策本部、そして市の対策本部から住民へということの流れでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

第4章になるわけではありますが、市の地理的、社会的特徴を網羅しております。

特に14ページをお願いいたしますと思いますが、市内の交通の状況でございます。笠間市の特徴でもございますが、道路といたしまして国道50号が、そして国道355号が重要な位置を占めております。そしてまた高速道路でございますが、常磐自動車道、さらに北関東自動車道が交差をしております、それぞれインターチェンジを持っているところでございます。さらに、鉄道といたしまして、常磐線、水戸線が交差をしているわけでありませう。

15ページでございますが、本市周辺地域における重要な施設ということで、自衛隊関係の施設4施設ございます。さらに、原子力施設ということで、記載のように網羅しているところでございます。

市の特徴といたしましては、やはり先ほど申しましたように、交通の要所、そしてまた県内には原子力研究施設、発電施設、処理施設等がありまして、比較的近い位置にあるということが笠間市の特徴でございます。

次に、ページを返していただきまして、第5章の国民保護計画が対象とする事態でござ

います。武力攻撃事態でございます。

武力攻撃事態の種類といたしまして、ここにありますように、着上陸侵攻、あるいはゲリラや特殊部隊、さらに弾道ミサイル、航空による攻撃、さらにNBC、核兵器、生物兵器、化学兵器、緊急対処ということで、ここにありますように攻撃対象施設等による分類、そして攻撃手段による分類、さらに破壊の手段として攻撃が行われる事態、そして、23ページから、平素からの備えや予防ということで4章になっております。この中では、市における組織、体制の整備でございます。真ん中ごろにありますように、市では、消防本部と連携を図りつつ24時間体制での確立ということでございます。

次に、ページを返していただきまして、24ページでございますが、職員の参集基準を4段階に分けておりまして、初期段階の情報収集の段階が、総務部長を中心とする総務課の職員が行いまして、4番目にありますように、保護対策本部の設置まで4段階に分かれているところでございます。

次に、関係機関との連携ということで、26ページから、県あるいは近隣市町との関係、指定公共機関との連携、そういうものも記載をしておるところでございます。

さらに、通信の確保、29ページになります。そして情報収集の関係、ちょっと飛ばしまして職員の研修関係、33ページから記載をしておるところでございます。研修、訓練。そして第2章の避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えということで36ページ、この中では、特に37ページの避難実施要領のパターンということでございますが、これにつきましては、国、県のマニュアルに基づきまして、さらに笠間市の特徴を生かしまして、避難マニュアルを19年度に作成をし、住民に徹底をしていくと。

特に、下段の方に書いてありますように、笠間は観光地でもございますので、観光客に対する避難等についても十分に配慮をしていくと、こういうものでございます。

次に、40ページでございますが、物資及び資材の備蓄、整備関係、市における備蓄の関係でございます。

さらに、国民保護に関する啓発ということで、42ページに記載をしておるところでございます。

さらに、第3編の武力攻撃事態等への対処ということで、11章からなっております。住民の生命、身体及び財産を保護するために、何といたっても初動体制が必要であるということで、ここにありますように、市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに県及び県警察に連絡するとともに、市としての確かつ迅速に対処するため市危機管理対策本部を設置するというものでございます。下段の方には、対策本部の構成等をうたっております。

そして、45ページには、笠間市の危機管理体制、平時の危機管理から対策本部までの流れでございます。

次に、47ページですが、市対策本部の設置、対策本部の設置の状況でございます。

ページを返していただきまして、48ページでございますが、市の対策本部の組織図でございます。この組織の中では、4月1日以降、市の行政機構が若干修正になりますので、それとまた自治法の改正によります部分、こういう部分は、整理をいたしまして19年度印刷をしまいたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、51ページからは、関係機関相互の連携ということで、国、県の対策本部との関係をうたっております。

特に、次の52ページには、自衛隊の部隊の派遣ということなんですが、知事を介して、知事に要請をして必要に応じて自衛隊の派遣を行うというものでございます。さらに、ボランティアの関係、住民との協力要請、そして55ページには警報及び避難の指示等、この辺について網羅しております。さらに、57ページは、避難住民の誘導等でございます。

少し飛ばしまして、65ページには、救援関係、具体的に実施、あるいは関係機関との連携、内容をうたっております。そして、69ページには、安否情報の収集、提供ということで、これも市長を中心とする県あるいは国とのかわり、住民との関係を網羅した整理、提供の流れでございます。

次に、72ページでございますが、第7章になります、武力攻撃災害への対処ということで、動物の大量死とか不発弾とか、災害が起きたときにはこういう基本的な考え方でやっていくというものでございます。さらに、応急措置等でございます。

少し飛ばしまして、81ページでございますが、被災情報の収集及び報告ということでございます。さらに、9章で、次ページになります、保健衛生の確保その他の措置ということでございます。

さらに、83ページで、廃棄物の処理ということでございますが、業者だけでは間に合わないという場合には、他の業者も必要に応じて特例基準でやっていくと、こういうことでございます。

84ページには、国民生活の安定に関する措置ということで、生活関連物資等の価格安定、あるいは避難住民等の生活安定、生活基盤の確保ということをやっております。

さらに、11章では、特殊標章の関係でございます。

87ページにいきますと、復旧等の基本的な考え方、一般的な修繕や補修など応急の復旧に対する事項について定めております。

最後、第5編でございますが、緊急対処事態への対処ということで、第1編の5章で掲げているわけですが、原則としてそれに対して行うということでございます。

さらに、警報の通知及び伝達ということでございますが、市長は、緊急対処等に対する警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対して通知伝達を行うというものでございます。

以上、概略でございますが、説明を終わらせていただきましてご報告といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

この件につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定により議会へ報告することになっておりますので、報告をもって終了となります。

議案第 6 号 笠間市総合計画基本構想の策定について

議長（石崎勝三君） 日程第 8、議案第 6 号 笠間市総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 6 号 笠間市総合計画基本構想の策定についての提案理由を申し上げます。

本案は、新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくために、市政運営の指針となる総合計画基本構想を地方自治法第 2 条第 4 項の規定により策定するものであります。

詳細につきましては、市長公室長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） それでは、議案第 6 号 笠間市総合計画基本構想の策定についてのご説明をさせていただきます。

総合計画につきましては、合併後の新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、平成19年度から平成28年度までの10カ年の市政運営の総合的指針となるものであります。

ページを 2 枚めくっていただきますと、目次が出るかと思います。笠間市の総合計画の目次ということで、この中で、この計画につきましては、第 1 部総論、第 1 章の総合計画の策定から第 4 章まで、それから第 2 部の基本構想が第 1 章から第 3 章まで、39ページにわたりましてございます。こういうことで成り立っているのが総合計画でございます。

1 枚めくっていただけますでしょうか。2 ページになりますが、これらの中に、総合計画の策定に当たりましての 1 としまして計画策定の趣旨、それから 2 枚目、3 ページの方になりますと、2 の計画の構成と役割、基本構想、基本計画、実施計画と三つございます。これらで成り立っていくものでございます。

それから、3 番、計画の期間ということでございます。これらにつきましては、基本構想につきましては10カ年、基本計画につきましては、前期 5 カ年、後期の部分 5 カ年、合わせて10年ということになります。それから、実施計画につきましては、3 年間の毎年の

ローリングをかけてまいります。

その後、2章につきましては、めくっていただきますと、笠間市の歩みと概況、3章につきましては、市民の期待というアンケートの関係、それから第4章は、新時代に向けての笠間市の主な課題でございます、これは総論でございます。総論は、この部分18ページでございますけれども、基本構想、20ページでございます。

ここに、まちづくりの基本方針でございますが、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めるために、基本的な三つの方針を定めております。

中段から下でございますが、一つ目は、にぎわいの創造でございます。

豊かな地域資源を生かし、活力をはぐくみ、みんなが誇れるまちづくり、住む人、訪れる人、みんなに愛されるまちづくりを大切にしていきたいと考えております。

二つ目につきましては、やさしさの創造といたしまして、市民一人一人が尊重され、互いに手を携えて自治をはぐくむまちづくり、ユニバーサルデザインの精神を基本に、だれもが健やかに暮らせるまちづくりを大切にまいります。

三つ目といたしましては、ふれあいの創造といたしまして、笠間に愛着を持った人々の触れ合いを広げていくまちづくり、また、豊かな文化をはぐくみ、魅力的な地域の情報を発信し続けることができるまちづくりを大切にまいりたいと考えております。

これらの三つの基本方針を市民と行政が共有いたしまして、この方針のもとに将来像を定め、その実現に向けた施策を展開していくものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、22ページになりますが、まちづくりの目標でございます将来像を「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」、その副題といたしまして「みんなで創る文化交流都市」と定めさせていただきました。

この将来像は、市民の方々を初め、本市にかかわりを持つ人が手を携え、さまざまな交流を発展的に展開していく中で、恵まれた地域資源に磨きをかけ、新たな価値観を創出することなどにより、健やかな文化交流都市を目指すものでございます。

次に、めくっていただきまして、24ページです。

こちらに、将来像を実現するために六つの柱、施策の大綱でございます。

一つ目につきましては、広域交流基盤を生かした新時代のまちづくりでございます。交通環境と地理的特性を生かし、機能的な都市空間を形成してまいります。

二つ目に、多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくりでございます。さまざまな交流を広げ、活力ある産業のまちづくりを図ってまいります。

三つ目でございますが、共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくりでございます。だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指してまいります。

四つ目は、自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくりでございます。安全にゆとりを持って暮らせるやさしさに包まれた環境をつくってまいります。

五つ目でございますが、人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくりでございま

すが、次世代を担う人づくりを進め、創造・発信することのできる豊かな文化をはぐくんでまいります。

六つ目は、最後になりますが、人と地域、絆を大切にした元気なまちづくりでございます。市民と行政の協働によります楽しく元気なまちづくりを実践してまいります。

これらの六つの施策の大綱をもとに、将来像の実現に向けましてまちづくりを続けてまいります。

ここで、大変でも、前に2枚戻していただきますと、イメージ図がございます。21ページでございますが、これは今までご説明をさせていただきました部分、簡単にイメージ図としまして表現したものでございます。このようなことから、将来像が「住みよいまち訪れてよいまち 笠間」、副題としましては「みんなで創る文化交流都市」ということで挙げさせていただき、三つの基本方針がございまして、その下に6本の柱が立っております。このような部分を図示させていただきました。

今度は、27ページ、3枚ほどめくっていただきたいと思っております。

27ページ以降につきましては、将来指標、土地利用、施策の大綱を具体的にあらわしてございます。このような部分、笠間市の目指すべき将来像とその実現のために施策の大綱を定めるものでございます。その指針となります新たな総合基本計画を策定しているものでございます。

基本構想の策定に当たりましては、議会の代表者の皆様、それから有識者等で組織された20名の総合計画審議会での審議を重ねてまいりました。また、市民アンケートや各種団体の意識調査などを実施したほか、市政懇談会や各種団体との懇談会などの意見を踏まえ、さらに1月19日から2月7日パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様方の意見を取り入れながら策定したものでございます。

なお、この基本構想につきましては、去る2月15日第5回の総合計画審議会におきまして基本構想案の答申を受けており、今回、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、笠間市総合計画基本構想として提案するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時再開いたします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所用のため常井議員が若干おくれる報告がありました。

議案第 7 号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第 9、議案第 7 号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例を議題にいたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 7 号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政の監査機能を強化するために、監査委員の定数を現在の 2 名から 3 名に増員するものであります。

詳細につきましては、監査委員事務局長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 監査委員事務局長西連寺洋人君。

〔監査委員事務局長 西連寺洋人君登壇〕

監査委員事務局長（西連寺洋人君） ただいま市長が述べました議案第 7 号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、昨年 6 月の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、笠間市監査委員条例の一部を改正するもので、同法第 195 条第 2 項において原則 2 人とされている監査委員の定数を、同法同条同項ただし書きにより現在の 2 人から 3 人に増加することで監査機

能の充実を図るものでございます。

なお、この改正により増加することができる監査委員は、識見を有する者から選任する監査委員であり、政令で定める市を除く市及び町村において議員のうちから選任する監査委員については、現行どおり1人とされております。

お手元に概要説明書がございますので、ちょっと見ていただきたいと思います、1ページでございます。笠間市条例改正議案等の概要説明書の1ページでございます。

重複しますけれども、改正の趣旨、監査機能を強化するために笠間市監査委員条例の一部を改正するものである。改正の概要、現在2人である監査委員の定数を3人とするということで、新旧の表が作成されております。

右側、旧でございますが、法定の定数2人のため、第2条削除となっておりますが、新の方で、定数第2条、本市の監査委員の定数は3人とするということでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第10、議案第8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政組織機構の見直しに伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、市長公室長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） それでは、条例の一部改正ということで、先ほどの概要書をもって説明させていただきたいと思っております。

1ページを開いていただきますと、議案第8号ということで、中ごろでございます。議案第8号の笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案につきましては、行政組織機構の見直しに伴いまして、笠間市行政組織条例及び笠間市の行政改革推進委員会条例の一部を改正するものであります。

まず、最初に、概要説明書の1ページ、2ページで説明をさせていただきます。

まず、笠間市行政組織の一部改正でございますけれども、2条、3条がございます。最初に2条の方で説明をさせていただきます。

地方自治法に基づく部の設置及び各部の事務分掌でございますけれども、今回の見直しによりまして、右側、旧の部分、上から4番目に（4）保健福祉部がございます。これを横に新しい方を見ていただきますと、同じく（4）福祉部、（5）保健衛生部ということに再編をさせていただくものでございます。

それから、第3条につきましては、市長公室を、2ページの方にまたぎまして、新と旧がありまして、新しい方、キのところに、行政改革に関することを加えてございます。（2）で略させていただきますと、市民生活部の方で、古い方には（3）でア、イ、ウ、エ、オとありますが、アとイとオ、中のウ、エが抜けまして3項目になります。それで、その市民生活部の部分で、ウとエ、国民年金に関する事、国民健康保険及び医療保険に関する事は、新しいところの（5）保健衛生部の方に来まして、国民年金、健康保険ということアとイということになります。

それから、（4）福祉部につきましては、旧保健福祉部につきまして、イとウ、社会福祉に関する事、介護保険に関する事が福祉部の方にそのまま回りまして、アとエが、（5）の保健衛生部の方にウとエということで、保健衛生に関する事、医療に関する事ということで新しくなるものでございます。

それから、もう一つは、次の第2条でございます。笠間市の行政改革推進委員会の設置

条例の一部改正でございます。

この条例では、同じく新と旧とございます。今まで行政改革推進委員会の庶務を担当する部課についての規定がされておりましたが、今回の見直しにより、行政改革推進室から市長公室行政改革推進課において担当するということとなりますので、改正をさせていただくものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

常井議員が着席をいたしました。

議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第11、議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年度の人事院勧告に伴い、笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、市長公室長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

先ほどの概要書につきまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

一番上でございます。議案第9号でございます。この部分で、同じく新旧がございます。これにつきましては、平成18年度の人事院勧告に伴いまして、第10条に規定する管理職手当の分でございますが、年功的な給与処遇を改め、職務職責を端的に反映できるよう、また民間企業におきまして役職手当が定額化されている実態も踏まえまして、定率で行っております現在の段階から定額制に移行するものでございます。その月額の上限を定めるものであります。

第2項でございますけれども、この部分について、10条の下にアンダーラインが引いてございます。新しい部分につきましては、2段目、職務の級における最高の号級の給料月

額の 100分の25を超えてはならないということになります。

それから、第11条の扶養手当でございますが、これまで1子、2子までが6,000円でございますが、これが、3子目以降につきましては5,000円ということになっていたわけでございますけれども、今後につきましては、扶養手当の改正は1人6,000円ということで、3子についても6,000円ということで、額の変更、少なくなるということではないということで、こちらにうたわれている部分でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第12、議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市議会議員の皆様が調査研究に資するための必要経費である政務調査費について限度額を明確にするために条例を改正するものであります。

詳細につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長（畑岡 洋君） 議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

提案理由にありますように、議員に交付する政務調査費の同一年度における限度額を明確にするため提出するものでございます。

参考資料、笠間市条例改正議案等の概要説明書の3ページをお開きください。

現行の条例によりますと、市議会の政務調査費は、年額30万円を毎年度4月に交付することになっております。また、ただし書きとして、議員の就任日または任期満了日が基準日以降の場合は、月割で交付することになっております。

この規定により、改選前の議員の皆様には、昨年4月に年額30万円の政務調査費が交付されております。政務調査費は市政に関する調査研究に必要な経費であり、収支報告書により精算をされますので、全額を使い切った場合は、議会の解散時に年額の30万円が精

算されることとなります。

また、改選後の議員の皆様には、本年3月までの政務調査費が月割で交付をされることとなりますが、既に年額の30万円を精算している議員の皆様については、月割分の交付を受けると、年額の30万円を超えることになるわけであります。

さて、改正の内容でございますが、資料の4ページをお開きください。

本改正は、政務調査費の年間限度額を明確にするため、笠間市議会政務調査費の交付に関する条例第3条第3項として、議員が同一年度内に交付を受けることができる政務調査費の限度額は30万円とするという1項を加え、第3項を第4項に繰り下げるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を平成19年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 笠間市副市長の定数を定める条例

議案第13号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第13、議案第11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から議案第13号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例までの3議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から議案第13号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この3件の議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されることに伴い、関連する条例を整備するものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 概要書の4ページでございます。

議案第11号でございます。笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の趣旨、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するとともに、市長の給与の減額措置20%カットを1年間延長するものであります。

改正の概要でございますが、この地方自治法の改正に伴いまして、新旧とございますが、旧の方に、(1)市長、(2)助役、(3)収入役とございます。この部分につきまして、これからは副市長ということで、新しい方、市長の次に(2)として副市長とさせていただいております。変更になるわけでございます。

それから、収入役につきましては、一般職が会計責任者となることから、収入役の文言を削除してございます。

1枚めくっていただけますでしょうか。5ページ、下の欄の2、市長の給与の減額措置の延長ということでございます。この部分に、新のところの3、平成19年度における市長の給料月額、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の20にあたる額を減じた額ということで、その端数を切り捨てた額ということでございます。

現在の財政状況にかんがみ、昨年度に引き続き本年度も市長の給与月額を20%削減するものであります。

次、議案第12号につきましては、笠間市の副市長の定数を定める新しい条例でございます。議案第12号 笠間市副市長の定数を定める条例についてのご説明を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、本年4月1日から、助役にかえて副市長を置き、さらにその定数は条例で定めることとされたために制定するものであります。現在の石川助役をそのまま副市長とし、その定数を1人とするものであります。

よろしく願いいたします。以上でございます。

議長(石崎勝三君) 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長(畑岡 洋君) 議案第13号 笠間市職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

参考資料、笠間市条例改正議案等の概要説明書、6ページから9ページでございますが、6ページをお願いいたしますと思います。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されるに伴い、これに関連をする条例を一括して改正する条例でございます。

地方自治法の主な改正は、資料にもありますように、助役を副市長に、収入役を会計管理者に改め、吏員及びその他の職員をすべて職員に統一するものでございます。

改正する条例は、合計8本で、個別の条例ごとに第1条から第8条としております。

第1条、笠間市職員定数条例、第1条第2項中、助役を副市長に改め、収入役を削るも

のでございます。

さらに、第2条は、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第2条及び別表中、助役を副市長に改め、収入役を削るものでございます。

なお、本条では、地方自治法の改正とは関連はありませんが、次世代育成支援対策地域協議会委員及び要保護児童対策地域協議会委員の報酬、日額4,500円を追加しております。

次に、7ページ、第3条は、笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、第4条中、助役を副市長に改めるものでございます。

第4条は、笠間市税条例、第2条中、吏員を職員に改めるものでございます。

第5条は、あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例、第11条中、収入役を会計管理者に改めるものでございます。

8ページ、第6条は、笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例、別表第2中、助役を副市長に改めるものでございます。

7条は、笠間市大池田財産区特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表中の助役を副市長に改めるものでございます。

第8条は、笠間市表彰条例第4条中、助役を副市長に改め、収入役を削るものでございます。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項といたしまして、改正前の笠間市表彰条例第4条第1項で規定をされている助役及び収入役については、改正後の規定による該当者とみなすものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について

議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第14、議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について及び議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について及び議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例につい

ての提案理由を申し上げます。

この2件の議案は、城里町が水戸市へ町全域の消防事務を委託することに伴い、笠間市と城里町の消防事務委託を廃止するとともに、関連する条例を改正するものであります。

詳細につきましては、消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 消防長青木昭一君。

〔消防長 青木昭一君登壇〕

消防長（青木昭一君） 命によりまして、議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止についてご説明を申し上げます。

平成11年4月2日自治省告示第100号によりまして、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村に七会村が指定され、同日から、笠間市外3町広域事務組合にて地方自治法に基づき消防に関する事務を受託してまいりました。

平成17年2月1日市町村合併により城里町が誕生し、そのうちの七会地区のみ消防事務を継続して受託してまいりました。その後、平成18年3月19日合併により新市笠間市で引き続き受託しておりましたが、平成19年4月1日から城里町全域の消防に関する事務を水戸市へ委託することになるため、両市町協議により、笠間市で受託している消防事務を平成19年3月31日をもって廃止するものであります。

続きまして、議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、先ほど議案第14号でご説明申し上げましたとおり、笠間市と城里町との消防事務委託が廃止されることに伴い、本条例を改正するものであります。

改正内容でありますがお手元の概要説明書の9ページを返していただきます。

新旧表のアンダーライン部分が今回の一部改正であります。別表第1の管轄区域の欄中、城里町（旧七会村の区域を対象）を削除し、別表第2、笠間消防署の項、管轄区域の欄を笠間地区に、同表友部消防署の項、管轄区域の欄を友部地区に、同表岩間消防署の項、管轄区域の欄を岩間地区に、それぞれ改正するものであります。

また、附則にありますように、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上で、ご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第15、議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、手数料徴収の均衡化を図るため、消防法に基づく審査手数料等についての免除規定を改正するものであります。

詳細につきましては、消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 消防長青木昭一君。

〔消防長 青木昭一君登壇〕

消防長（青木昭一君） 命によりまして、議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正理由であります。現在の手数料条例は、国または地方公共団体等から危険物施設を設置許可申請等があった場合、審査手数料を徴収できないこととなっております。官公署に対する危険物審査手数料につきましては、現在、県内の各消防本部でも徴収する動きにあり、これらの均衡化を図るため、別表第2に定める手数料を徴収できるようにするものでございます。

改正内容でございますが、概要説明書の10ページをお開き願います。

新旧対照表中、アンダーラインで示した第5条第1項にある徴収免除対象となる手数料を、別表第1に定める手数料のみとしたものでございます。このため、別表第2に定める手数料につきましては、免除対象外となり、徴収することとなります。

なお、附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例

議長（石崎勝三君） 日程第16、議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、農業集落排水事業に係る市債の償還のために基金を創設するものであります。詳細につきましては、上下水道部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例制定につきましてご説明申し上げます。

県は、農業集落排水事業の補助制度の見直しを行い、市町村の農業集落排水事業債の補助金として交付されることになりました。交付金は、減債基金に積み立てる等、適正に運用するように努めなければならないとされており、今回、笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を制定するものでございます。

条例につきましてご説明申し上げます。

笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例をごらんください。

この条例は、7条から構成されております。第1条は、設置について、笠間市の農業集落排水事業に係る市債償還金に充てるため、笠間市農業集落排水事業市債償還基金を設置すると定めるものでございます。

第2条では、基金として積み立てる額は、毎年度予算で定めるとしており、第2項において、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算剰余金の全部または一部を基金として積み立てることができるものと定めるものでございます。

第3条では管理、第4条では運用益金の処理、第5条では繰替運用、第6条では処分、第7条では委任という構成になっております。

なお、附則として、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第19号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例

議案第20号 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例

議案第21号 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例

議案第22号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例

議長（石崎勝三君） 日程第17、議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例から議案第22号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例までの5議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例から議案第22号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

この5件の議案は、笠間市総合公園ほか5カ所の公の施設に指定管理者制度を導入するために条例の整備を行うものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長澤畠守夫君。

〔都市建設部長 澤畠守夫君登壇〕

都市建設部長（澤畠守夫君） 議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

参考資料の笠間市条例改正議案等の概要説明書では、11ページから14ページまででございます。議案書とあわせてごらんください。

説明につきましては、議案書にて行わせていただきます。

笠間市における都市公園は、全部で20公園ありますが、そのうち笠間市総合公園及び石井街区公園の管理について指定管理者制度の導入ができるよう、議案書の3ページのとおり、本条例に第15条の2から第15条の6の五つの条項を追加し、指定管理者が行う業務の範囲や施設の利用料金等についての規定を定めるものです。

また、他の改正条文は、都市公園法の一部改正が行われたことなどにより、今回合わせて条例を改正するもので、議案書の1ページの第7条関係では、有料公園施設の供用日や供用時間、利用の許可条件、許可をしない場合等を規定したものであります。

また、同じページの第12条の2から第12条の6までは、公園管理者以外の者が許可を受けて公園内に設置した施設や工作物の撤去に関する方法等の規定を設けたものです。

議案書の3ページをお開きください。

第14条の関係では、都市公園の使用料の減免や返還についての規定をしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 教育次長塩田満夫君。

〔教育次長 塩田満夫君登壇〕

教育次長（塩田満夫君） 命によりまして、議案第19号から議案第22号までご説明させていただきます。

まず、議案第19号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例でございます。

いずれも、指定管理者制度の導入を図るために条例の全部を改正するものでございます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

1 条に設置、2 条に名称及び位置、3 条に管理ということで教育委員会が管理するということになってございます。

これに、4 条で、指定管理者による管理ということで、前条の規定にかかわらず指定管理者に行わせることができるとするものでございます。

第 5 条で、指定管理者が行う業務の範囲を定めてございます。1 号に利用の許可に関すること、2 号に施設及び設備の維持管理に関すること、2 ページの 3 号にスポーツ振興事業に関すること、その他ということで規定するものでございます。

それから、第 6 条には、指定管理者が行う管理の基準といたしまして、指定管理者は、法令、条例、その他教育委員会の定めるところに従い、適正に市民体育館の管理運営を行わなければならないとするものでございます。

7 条に使用の許可、8 条に使用の制限、9 条に使用時間でございますが、従来、教育委員会のみになっていたものに加えまして、教育委員会または指定管理者を追加するものでございます。

第 10 条に使用料、11 条に利用料金ということで、教育委員会が直接管理する場合には使用料、指定管理者に行わせる場合においては利用料金を、指定管理者に対し支払わなければならないとするものでございます。

2 項では、指定管理者の収入として収受させることができる、3 項では、利用料金の額は別表に掲げる額を上限として指定管理者が定める、この場合あらかじめ教育委員会の承認を得なければならないとするものであります。

12 条に減免、13 条に返還、14 条に賠償、15 条に委任の条項を定めるものでございます。

それから、附則といたしまして、この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以下、議案第 20 号から 22 号まで、同一内容の改正でございますので割愛をさせていただきますが、議案第 20 号の笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

第 11 条、使用料の規定がございまして、この施設に限り使用料は無料とするということで規定をされてございます。そういった関係で、指定管理者に行わせる場合の利用料金についての定めが入ってございません。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 23 号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）

議案第 24 号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）

議案第 25 号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）

議案第26号 指定管理者の指定について（稲田・福原駅前駐車場）

議案第27号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）

議案第28号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）

議長（石崎勝三君） 日程第18、議案第23号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）から議案第28号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）までの6議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第23号から第28号で提出しております指定管理者の指定に関する議案についての提案理由を申し上げます。

この6件の議案は、笠間駅北口自転車駐車場ほか5カ所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 議案第23号、笠間市営笠間駅北口自転車駐車場の指定管理者の指定についてから議案第26号、稲田駅・福原駅前駐車場の指定管理者の指定についてまで、補足してご説明申し上げます。

この指定につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第2項に基づき、選定審議会に諮りまして、社団法人笠間観光協会とJROB会が、施設を管理する団体として適当と意見をいただきましたので、今回、指定管理者の指定を行うため本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第23号 指定管理者の指定についてをござらんください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市営笠間駅北口自転車駐車場でございます。次に、指定管理者となる団体の名称は、所在地、笠間市石井717番地、名称、社団法人笠間観光協会代表者会長増渕浩二でございます。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間と定めるものでございます。

次に、議案第24号をござらんください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、笠間駅北口駐車場でございます。この施設は、議案第23号の施設と一体的に設置されている自動車駐車場でございます。指定管理者となる団体は、笠間市石井717番地、社団法人笠間観光協会会長増渕浩二で、指定期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第25号をごらんください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、笠間市営稲田駅前自転車駐車場でございます。指定管理者となる団体の名称ですが、所在地、笠間市笠間2549番地の2、名称、JROB会代表者石崎忠夫でございます。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間と定めるものでございます。

次に、議案第26号をごらんください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、稲田駅前駐車場と福原駅前駐車場でございます。この施設は、両駅前に設置している自動車駐車場でございます。指定管理者となる団体の名称は、笠間市笠間2549番地2、JROB会代表者石崎忠夫です。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間でございます。

以上で、議案第23号から議案第26号までの補足説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 命によりまして、議案第27号及び議案第28号をご説明させていただきます。

まず、議案第27号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、笠間クラインガルテンでございます。次に、指定管理者となる団体の名称ですが、茨城中央農業協同組合でございます。指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間でございます。

この施設につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第2項に基づき、去る2月13日選定審議会が開催され、審議の結果、茨城中央農業協同組合が適当と判断されました。当該施設につきましては、平成18年3月1日より茨城中央農業協同組合に当該施設の一部を管理移管しており、今後につきましても、指定管理者として1年間の経験をもとに利用者に対するサービス向上がなされ、効率的な経営の推進が図られるなど期待できることから、指定するものでございます。

次に、議案第28号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、あたご天狗の森スカイロッジでございます。指定管理者となる団体の名称ですが、社団法人笠間観光協会でございます。指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間でございます。

この指定につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例13条2項に基づき選定審議会が開催され、審議の結果、社団法人笠間観光協会が適当と判断されました。当該施設につきましては、従前から社団法人笠間観光協会に委託し、今後につきましても円滑な利用のサービス向上が期待できることから指定するものでありま

すので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番大関久義君。

18番（大関久義君） 23号から28号、一括の議題でありますので、どれでもいいんですか。

〔「番号を言ってください」と呼ぶ者あり〕

18番（大関久義君） わかりました。

それでは、議案第28号、これについてはあたご天狗の森のスカイロッジ、これだけ5年間の契約になっておりますね。あとは3年間。どうしてこれだけ5年になったのか、それを説明していただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 18番大関議員さんから、期間の年数についてご質問いただきました。

選定審議会の中でもいろいろ議論があったんですけども、経営の安定という委託を受ける側としての努力をするためにも、やはり5年間必要だろうという結論の中で5年間と定めたものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 18番大関久義君。

18番（大関久義君） ですから、ほかは3年間なんだけれども、このあたご天狗の森は5年間だと。経営の安定化を図るためだったら、全部5年間でもいいんじゃないかという理屈も成り立つわけですよ。ほかは3年間だけれども、これが5年にしたわけはどういう理由からですかと、私は聞いているんです。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問でございますが、27号のクラインガルテンにつきましては、これも3年間でございますが、前に1年先に契約している関係から、残り期間の2年ということで合計3年という形でございます。

ご質問のあたご天狗の森でございます。現況をお話しますと、夏場の利用率は約70%、そして冬場が非常に悪くて年平均すると27、28%の利用率ということになっているのが現状でございます。こういう観点から、あたごスカイロッジを検討する場合には、スカイロッジだけの問題じゃなくて、周辺の果樹農家ですか、そういう周辺地域との絡みや、さらには愛宕の駐車場やその施設全体の中で。今、約10棟あります。真ん中にクラブハウスがございまして、これが観光協会の事務室となっているのが現状でございます。これらを踏まえて、市の方で全体的な整備計画を立てていくほかないだろうという中で、3年よりも

5年の中で、長いスパンの中で検討しながら充実した形で持っていこうということで考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）から議案第28号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）までは、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

最初に、議案第23号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 指定管理者の指定について（稲田・福原駅前駐車場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

2時15分に再開します。

午後2時04分休憩

午後2時17分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号 字の区域の変更について

議長（石崎勝三君） 日程第19、議案第29号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第29号 字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、県営土地改良事業本戸地区における字の区域の変更及び設定であります。

詳細につきましては、産業経済部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 命によりまして、議案第29号 字の区域の変更について

をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、記載のとおり土地改良事業の完了に伴うものでございます。地区につきましては、笠間市本戸地区で、平成9年度から実施してまいりました県営担い手育成基盤整備事業で、受益面積が50.5ヘクタールの中に字が155ございまして、事業完了後につきましては、議案書最後のページの図面のとおり、鍛冶屋前ほか7の字になるものでございます。

地方自治法第260条第1項に基づき、議会の議決を経て知事に届け出るものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第30号 市道路線の廃止及び認定について

議長（石崎勝三君） 日程第20、議案第30号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第30号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、市道路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、都市建設部長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長澤畠守夫君。

〔都市建設部長 澤畠守夫君登壇〕

都市建設部長（澤畠守夫君） 議案第30号 市道路線の廃止及び認定につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回、市道路線の廃止及び認定する路線につきましては、新たに認定する路線が3路線、この認定に伴い機能が重複するため廃止する路線が1路線、合計4路線をお諮りするものでございます。

具体的路線につきましては、新たに認定する路線一覧が議案書の1ページ、廃止する路線が議案書の2ページにございまして、それに続き、路線の位置図と路線の詳細図を添付させていただいております。

次に、各路線についてご説明させていただきます。

まず、1ページの認定する路線で、整理番号1番の(友)1320号線からご説明させていただきます。

位置図につきましては、3ページでございます。図の中では、赤色の でございます。詳細図につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、4ページで、図上では、赤線で示した路線が当該する路線でございます。起点が丸印、終点を矢印で示しております。この路線は、友部駅周辺整備事業の一環として整備を予定している友部駅北口駐車場へのアクセス道路で、県道杉崎友部線から駐車場までの延長70.8メートルの路線を認定するものでございます。

次に、整理番号2の(友)2121号線でございますが、路線詳細図につきましては、6ページをごらんいただきたいと思います。

平町地内の国道355号から県道平友部停車場線のJR常磐線大沢跨線橋までの区間について、県の合併市町村幹線道路緊急整備支援事業を活用し幹線市道として整備をするため、新たに延長930.8メートルの路線を認定するものでございます。

次に、整理番号3番の(友)4146号線につきましては、2ページの廃止する路線と関連しておりますので、あわせてご説明させていただきます。

路線詳細図につきましては、8ページをお開きください。

赤く着色した路線が認定する路線で、青く着色した路線が廃止する路線でございます。

認定しようとする路線は、住吉地内の主要地方道水戸岩間線から友部スクエアのわきを通り、北関東自動車道を横断し、友部サービスエリアの西側を走る市道(友)4082号線に至るものであります。新たに、延長1,048メートルの路線として認定するものであります。これに伴い、機能が重複する青色の(友)4146号線を廃止するものでございます。

当該路線は、市の東部地域の道路ネットワークの強化を図るため、合併特例債を活用して整備するものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

議案第33号 笠間地方広域事務組合規約の変更について

議案第34号 笠間・水戸環境組合規約の変更について

議案第35号 茨城地方広域環境事務組合規約の変更について

議案第36号 筑北環境衛生組合規約の変更について

議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

議長(石崎勝三君) 日程第21、議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更

ついでに議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更についてまでの7議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第31号 茨城県市町村総合事務組合理約の変更についてから議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。

この7件の議案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴う一部事務組合理約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 議案第31号 茨城県市町村総合事務組合理約の変更についてのご説明を申し上げます。

地方自治法の改正により改正するものでありますが、この中で主なものは、規約中「助役」を「理事」に改め、「収入役」にかわり新たに「会計管理者」を設置し、また「吏員その他の職員」を「職員」に改め、さらに15条では、一部事務組合の次に「及び広域連合」を加えるものであります。

また、附則といたしまして、施行期日でございますが、第1条、この規約につきましては平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第15条の改正規定は茨城県知事の許可があった日から施行するということになっております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長（畑岡 洋君） 議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてご説明を申し上げます。

提案理由にありますように、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、収入役制度の見直し及び吏員制度を廃止するために提出するものであります。

それでは、参考資料、笠間市条例改正議案等の概要説明書の16ページをごらんいただきたいと思ひます。

第5条、第8条及び第9条につきましては、収入役制度の見直しにより、規約から収入役に関する規定を削除するものでございます。

また、第10条におきまして、収入役にかわる会計管理者の規定を追加し、以下1条ずつ繰り下げております。

また、第11条は、吏員制度の廃止により、「吏員その他の職員」を「職員」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 議案第33号 笠間地方広域事務組合理約の変更についてから議案第36号 筑北環境衛生組合理約の変更についてまで、補足してご説明申し上げます。

今回の議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして組合理約の変更を行うものでございます。

市条例改正議案等の概要説明書の16ページからございますが、議案書により説明いたします。

議案第33号 笠間地方広域事務組合理約の変更についてをござらんください。

1枚目をお開き願います。

9条第1項中の「収入役」を「会計管理者」に、同条第4項中「助役」を「副市町長」に改め、同条第5項、会計管理者は、補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる、に改正するものであります。

また、第10条、13条につきましても、「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行し、なお在職する収入役がいれば、その任期中に限り、従前の例により在職するものとみなす経過措置がございます。

次に、議案第34号 笠間・水戸環境組合理約の変更についてをござらんください。

1枚目をお開き願います。

第8条中の「収入役」を「会計管理者」に、第9条第1項中の「助役」を「副市長」に改め、同条第2項、会計管理者は補助機関である職員のうちから管理者が命ずる、に改正するものであります。

また、10条中の「副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、第14条第4項中につきましても「収入役」を「会計管理者」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行し、経過措置として、在職する収入役がいれば、その任期中に限り、従前の例により在職するものとみなすものでございます。

次に、議案第35号 茨城地方広域環境事務組合理約の変更についてをござんください。
1枚目をお開き願います。

第9条第2項中の「助役」を「副市町長」に、第10条第1項中の「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項を、会計管理者は補助機関である職員のうちから管理者が命ずる、に改正するものであります。

また、第13条第3項中の「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行し、経過措置として、在職する収入役がいれば、その任期中に限り従前の例により在職するものとみなすものでございます。

次に、議案第36号 筑北環境衛生組合理約の変更についてをござんください。

1枚目をお開き願います。

第8条第1項中の「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第3項、会計管理者は補助機関である職員のうちから管理者が命ずる、に改正するものであります。

また、第9条第3項中、前段の「収入役」を「会計管理者」に改め、第11条第1項中の「吏員、その他の職員」を「職員」に改め、また、第13条第3項中につきましても、「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第33号から議案第36号までの補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 保健福祉部長加藤法男君。

〔保健福祉部長 加藤法男君登壇〕

保健福祉部長（加藤法男君） それでは、議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、水戸地方広域市町村圏事務組合理約の一部を改正するものでございます。

それでは、1枚議案をめぐっていただきまして、裏の水戸地方広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約をござんいただきたいと思っております。

第8条及び第9条につきましては「収入役」を「会計管理者」に、第8条第4項につきましては「助役」を「副市町村長」に、第8条第5項、収入役は管理者の属する市町村の収入役をもって充てるを、会計管理者は補助機関である職員のうちから管理者が命ずるに、第11条、組合に吏員その他の職員を置き管理者が任免するを、第8条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者がこれを任命する、に改正するものであります。

また、附則で、施行期日、経過措置を定めるものであります。

附則の中の経過措置としまして、現に在職する収入役については、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものと定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

- 議案第 38 号 平成 18 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 39 号 平成 18 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 40 号 平成 18 年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 41 号 平成 18 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 42 号 平成 18 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 43 号 平成 18 年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 44 号 平成 18 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 45 号 平成 18 年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 46 号 平成 18 年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 47 号 平成 18 年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 48 号 平成 18 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

議長（石崎勝三君） 日程第22、議案第38号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第48号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）までの11議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第38号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第48号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

この11件の議案は、平成18年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計、合計11会計の予算を補正するものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長（畑岡 洋君） 議案第38号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第7号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,553万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 277億 3,891万 5,000円とするものであります。

第1条2項に定めます第1表歳入歳出予算補正につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

第2条継続費の変更は、第2表継続費補正により、第3条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第3表繰越明許費により、第4条地方債の変更は第4表地方債補正により、ご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

第2表の継続費の補正です。変更でございます。7款の土木費、5項の住宅費の福原住宅建設事業であります。補正前の総額1億7,231万円を補正後1億4,731万5,000円、平成18年度4,393万円、平成19年度1億338万5,000円に変更するものでございます。

次に、8ページをお開きください。

第3表繰越明許費でございます。総務費の総務管理費、くらしのガイドブック作成事業350万円ほか18件、8億3,925万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、第4表地方債の補正でございます。変更でございます。経営体育成基盤整備事業債、限度額の変更でございます。起債の方法、利率、償還の方法は変わりません。当初2,980万円ほか14件16億5,950万円を経営基盤整備事業債の2,970万円ほか10件12億7,540万円、3億8,410万円を減額するものでございます。

次に、第1表の内容につきましてご説明を申し上げますので、13ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、市税の1項市民税、1目法人分であります。4,564万7,000円の補正増でございますが、法人市民税の法人税割の増が主なものでございます。

次に、分担金及び負担金の民生費負担金でございます。119万1,000円の減でございますが、老人施設入所者の負担金の現年度分の減でございます。

次に、飛ばしまして、使用料及び手数料の教育使用料116万1,000円の減でございますが、社会教育使用料関係、保健体育使用料関係、公民館、市民体育館、グラウンド等の使用料の減でございます。

次に、ページを返していただきまして、総務手数料207万7,000円の減でございますが、住民票手数料、印鑑手数料、事務手数料等の増減でございます。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金2,821万7,000円の減でございますが、社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定事業の負担金の増、さらに障害福祉費負担金の減、児童福祉費負担金の減等が主なものでございます。

次に、国庫支出金の民生費国庫補助金567万9,000円の減でございますが、社会福祉費補助金の増、後期高齢者医療制度の補助金の増、さらに障害福祉費補助金の減等でございます。

次に、衛生費国庫補助金1,098万円の減でございますが、合併処理浄化槽設置事業の補助金の減。

次に、土木費国庫補助金450万円の減でございますが、住宅費補助金の公営住宅家賃対

策補助金の減。

次に、教育費国庫補助金 1,162万 7,000円の増でございますが、友部中学校大規模改造事業等の補助金の増が主なものでございます。

次に、総務費国庫補助金 1億 9,400万円の増でございますが、市町村合併推進体制整備費の補助金の増でございます。1市町村 1億 5,000万円の3市町、4億 5,000万円を10カ年にわたり交付されるものでございますが、これが前倒しによりまして、ここまでで2億 3,900万円となったものでございます。

次に、総務費委託金を飛ばしまして、県支出金の民生費県負担金 1億 8,423万 8,000円であります。社会福祉費の負担金、国民健康保険基盤安定事業費の負担金の増、さらに障害福祉費負担金の増等が主なものでございます。

次に、県支出金の民生費県補助金 676万円の減でございますが、障害福祉費補助金の減、さらに医療福祉費補助金の減等でございます。

さらに、衛生費の県補助金 1,098万円の減であります。合併処理浄化槽設置整備の事業補助金の減。

次に、農林水産業費県補助金 253万 8,000円の減でございますが、農業費の補助金等の減でございます。

次、飛ばしまして、県支出金の総務費委託金 1,625万 1,000円の減でございますが、主に茨城県議会議員の選挙費の委託金の減であります。

次に、財産収入の利子及び配当金 130万 8,000円の増でございますが、主なものは、利子及び配当金の中の財政調整基金利子、あるいは減債基金利子、友部駅橋上化及び自由通路整備基金の利子等が主なものでございます。

次に、財産収入の不動産売払収入 363万 6,000円の増でございますが、法定外公共物の払い下げによるものでございます。笠間市稲田2422番ほか6カ所の売却代でございます。

次に、繰入金でございます。介護サービス事業特別会計繰入金 370万円ありますが、介護サービス特別事業会計の繰入金であります。

次に、繰入金、ふるさと創生基金繰入金 1,717万 8,000円の減でございますが、ふるさと創生基金の繰り入れの減であります。

次に、福田地区地域振興整備基金繰入金の減でございますが、1,607万 1,000円、さらに友部駅橋上化及び自由通路整備基金繰入金 7,886万 5,000円でございますが、基金繰入金であります。

次に、義務教育施設整備基金繰入金 212万 1,000円の減でございますが、義務教育施設整備基金の繰入金であります。

次に、観光振興基金繰入金ですが、1億 500万円、観光振興基金からの繰り入れの減であります。

次に、土木費受託事業収入 559万 6,000円の減でございますが、道路改良受託事業、環

境事務組合からの受託事業の工事費の減に伴うものでございます。

次に、消防費受託事業収入の 596万 1,000円の減でございますが、城里町からの消防受託の収入の関係、あるいは地方交付税の常備消防の分の減でございます。

次に、雑入でございます。1,908万 4,000円の増でございます。主に、派遣職員の負担金 3,100万円、さらに消防団員の退職報償金の受け入れの減等が主なものでございます。

次に、ページを返していただきまして、市債の関係でございますが、先ほど9ページの第4表の中で地方債の変更でご説明をしましたように、3億 8,410万円を減額するものでございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

23ページお願いいたします。

まず、議会費でございます。4,514万 1,000円の減でございます。主に、議員報酬、さらに議員の期末手当の減、旅費等でございます。

次に、総務費の一般管理費 3,536万 9,000円の増でございますが、主に給料の減、さらに一般職退職手当の負担金の増等が主なものでございます。

さらに、文書広報費の 810万 5,000円の減でございますが、くらしのガイド、あるいは市報等の入札の差金で、印刷製本費の減でございます。

次、飛ばしまして、財産管理費 127万 5,000円の増でございますが、工事請負費の市バスの車庫の建設工事費の減、さらに備品購入費の増ということで庁用備品の購入予定でございます。

さらに、企画費 201万円の減でございますが、主に委託料でございます。

次に、男女共同参画費の85万 6,000円の減でございますが、委託料、意識調査等の委託料の減でございます。

次に、支所費 171万 4,000円の減でございますが、需用費関係、消耗品費、光熱水費関係の減でございます。

次に、電算管理費 618万 5,000円の減でございますが、電算業務の委託料関係の減でございます。

少し飛ばしまして、市民活動費の 209万 1,000円の減でございますが、委託料関係、防犯街路灯台帳作製の委託料関係の減、さらに防犯灯設置の補助金の減等でございます。

次に、財政調整基金への積み立て7億 9,413万 1,000円でございます。財政調整基金への積み立て4億 9,386万 1,000円、さらに減債基金積立金3億27万円でございますが、それにより18年度末の見込みでございますが、財政調整基金の積立金合計が20億 6,758万 8,000円となるものでございます。さらに、減債基金の積み立てでございますが、これによりまして11億 3,410万 8,000円となるものでございます。

次に、ページを返していただきまして、税務総務費の 774万 8,000円の減でございますが、給料、職員手当等人件費の減でございます。

次に、賦課徴収費の 526万 2,000円の減でございますが、納期前納付の報奨金関係の減が主なものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費の 331万 8,000円の減でございますが、職員手当等、給料、人件費でございます。

次に、選挙管理委員会費 404万 8,000円の減でございますが、人件費等でございます。

次に、茨城県議会議員の選挙費 1,583万 7,000円の減でございますが、報酬から職員の時間外勤務手当等の人件費の減、さらに役務費の通信運搬費、ポスターの委託料関係の減でございます。

次に、笠間市議会解散投票費 1,214万 7,000円の減でございますが、主に職員手当等、報酬、あるいは需用費等の減でございます。

次に、笠間市議会議員一般選挙費の 718万 5,000円の減でございますが、委託料関係、ポスター掲示場設置の関係、さらに選挙公費の負担金の減でございます。

次に、総務費の統計調査総務費の93万 6,000円の減でございますが、人件費でございます。

少し飛ばしまして、35ページの下段になります。民生費、社会福祉総務費の 1,271万 5,000円の増でございますが、繰出金の増でございます。次のページでございますように、国民健康保険特別会計、あるいは介護保険特別会計の繰出金関係でございます。

次に、障害者福祉費の 9,324万 4,000円の減でございますが、主に扶助費の減でございます。大きく障害者施設訓練費等の支援費というのが37ページの下段にありますが、これが主なものでございます。

次に、38ページになりますが、高齢者福祉費の 1,978万 7,000円の減でございますが、報償費、需用費、委託料関係、さらに扶助費関係の減でございます。

次に、老人医療給付費の 5,978万 5,000円の増でございますが、老人保健特別会計の繰出金 4,999万 6,000円が主なものでございます。

少し飛ばしまして、ページを返していただきまして、40ページになります。母子福祉費の 1,538万 1,000円の減でございますが、これは扶助費の減でございます。

次に、保育所費 800万円の減でございますが、人件費でございます。

少し飛ばさせていただきますまして、41ページの衛生費の保健衛生総務費 1,971万 7,000円の減でございますが、これも人件費でございます。

さらに、予防費 1,952万 7,000円の増でございますが、委託料関係、健康診断の検査の委託料の減、さらに各種検診の委託料の減であります。

次に、環境衛生費 3,519万 4,000円の減でございますが、負担金補助及び交付金、次の42ページでございますが、合併処理浄化槽の補助金関係が主なものでございます。

次に、飛ばしまして、衛生費の清掃総務費 983万 2,000円の減でございますが、備品購入の関係、あるいは負担金関係でございます。

次に、塵芥処理費の 3,280万円の減でございますが、委託料関係、埋め立て灰の排出の処理の委託料関係が主なものでございます。

次に、環境センター対策費 3,101万 6,000円の減でございますが、負担金補助及び交付金の地域振興整備補助金の減が主なものでございます。

次に、農業水産業費の農業委員会費 409万 7,000円の減でございますが、人件費が主なものでございます。

次に、農業総務費の 2,925万 9,000円の減でございますが、農業集落排水事業特別会計への繰出金 2,725万 9,000円の減が主なものでございます。

次に、農業振興費の 342万 6,000円の減でございますが、賃金、役務費等、さらに負担金等が主なものでございます。

次に、水田農業費の 716万 7,000円の減でございますが、水田農業奨励補助金の 700万円の減が主なものでございます。

次に、飛ばしまして、農地費の 1,952万 4,000円の減でございますが、負担金補助及び交付金が主なものでございます。

少し飛ばしまして、48ページ中ほどの商工総務費 172万 8,000円の減は、人件費であります。さらに、商工振興費の 1,165万 4,000円の減でございますが、委託料、ふるさと友部まつりの委託料の関係、さらに補助金で自治金融の利子補助の関係でございます。

さらに、少し飛ばしまして、観光振興費、49ページでございますが、1億 473万 6,000円の減でございますが、観光拠点整備工事費の減、さらに公有財産の減等が主なものでございます。

返していただきまして、観光施設費の 190万 8,000円の減でございますが、役務費、委託料等が主なものでございます。

次に、土木費でございます。土木総務費 109万 9,000円の減は、人件費でございます。

次に、51ページの下の方になりますが、道路新設改良費の 5,075万 7,000円の減でございますが、公有財産の購入費の減、さらに補償関係の減でございます。

次に、緊急地方道路整備費の 497万 8,000円の増でございますが、工事請負費と公有財産購入費の関係での増でございます。

次に、市幹線道路整備費の 283万 2,000円の増でありましたが、工事請負費の道路新設改良工事費、さらに公有財産購入費等の関係でございます。

少し飛ばしまして、53ページの下ほどになりますが、都市計画総務費 295万 6,000円の減でございますが、委託料、都市計画基礎調査委託料が主なものでございます。

次に、友部駅周辺整備事業費の 1億 2,555万 7,000円の減でございますが、工事請負費の減、さらに公有財産の減、さらに補償の関係の減が主なものでございます。

次に、住宅管理費の 124万 3,000円の減でございますが、委託料関係の減が主なものでございます。

さらに、住宅建設費の 557万円の減でございますが、工事請負費、委託料等の設計関係の減でございます。

さらに、消防費の常備消防費 1,827万 2,000円の減でございますが、人件費、委託料関係でございます。

次に、非常備消防費関係で 1,938万 8,000円の減でございますが、報償費の関係、退職消防団員の報償金、さらに負担金補助等でございます。

次に、消防施設費のところから、少し飛ばしまして、教育委員会費38万 9,000円の減でございますが、交際費等が主なものでございます。

次に、事務局費 489万 3,000円の減でございますが、職員手当等、さらに委託料関係でございます。

さらに、教育費の学校管理費 1,243万 4,000円の減でございますが、委託料関係、工事請負費、さらに公有財産購入費の関係でございます。

教育振興費は、印刷製本費関係で 395万 3,000円の減でございます。

次に、学校管理費で 3,180万 9,000円の減でございますが、設計業務の委託料関係の減、さらに工事請負費の減等でございます。

次に、教育振興費の 207万 3,000円の減でございますが、負担金補助及び交付金の関東・全国大会出場の補助金の減でございます。

次に、学校建設費の 3,629万 6,000円の減でございますが、委託料、さらに工事請負費の減でございます。

次に、教育費の幼稚園費 1,690万 4,000円の減でございますが、人件費、さらに負担金補助が主なものでございます。

次に、社会教育総務費の 770万 3,000円の減でございますが、人件費、さらに報償費等でございます。

次に、公民館費の 825万 9,000円の減でございますが、報償費、さらに需用費等の減でございます。

次に、図書館費 525万 5,000円の減でございますが、需用費、さらに委託料関係の減が主なものでございます。

少し飛ばしまして、青少年育成費で 376万 4,000円の減でございますが、報酬が主なものでございます。さらに負担金でございます。

少し飛ばしまして、保健体育総務費で 981万 4,000円の減でございますが、職員手当等、あるいは報償費の減等でございます。

次に、体育施設費で 699万 3,000円の減でございますが、需用費、光熱水費、さらに委託料関係。

次に、給食センター費 485万 5,000円の減でございますが、賃金、需用費、委託料関係の減でございます。

次に、公債費の元金 278万 2,000円の減でございますが、長期債の元金の減、さらに利子で 3,300万円の減でございますが、長期債利子の減、さらに諸支出金で公営企業費、上水道事業出資金ということで 1,602万 3,000円を支出したところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、ご説明といたします。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

説明は簡明にお願いいたします。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 議案第39号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足してご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,063万 7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億 3,218万 1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費について定めるものでございます。

第2表により説明申し上げますので、4ページをお開き願います。

総務管理費の後期高齢者医療制度創設準備事業の 315万円を翌年度に繰り越して使用できる経費としまして定めるものでございます。

歳入歳出予算の内容については、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

歳入の1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税ですが、退職被保険者の増に伴い、2,692万円を増額補正するものです。

3款1項1目療養給付費等負担金の減 4,000万円及び2目高額医療費共同事業負担金の減 1,269万 5,000円ですが、実績を見込んで減額補正するものです。

4款1項1目の療養給付費等交付金の増 7,308万円は、退職被保険者等療養給付費の増額補正をしております。その交付金の増です。

次に、5款1項1目高額医療費共同事業負担金ですが、負担金の額の決定によりまして 1,269万 5,000円を減額するものです。

次に、8ページをお開きください。

8款1項1目一般会計繰入金ですが、それぞれの額の決定により、繰り入れ基準に基づきまして一般会計からの繰り入れを 4,379万 6,000円の増とするものであります。

また、同款2項1目財政調整基金繰入金ですが、繰入額を 4,000万円減額するものです。

10款3項5目2節雑入については、後期高齢者医療制度創設準備事業補助金として 300万円を補正するものです。

歳出につきましてご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきます。

主なものは、1款1項1目一般管理費の中で、13節委託料の 341万 6,000円のうち 315万円が、先ほど歳入のところの説明いたしました後期高齢者医療制度創設に伴う電算シス

テムの改修委託料となっております。

10ページをお開きください。

2款1項2目の退職被保険者等療養給付費ですが、退職被保険者の増加に伴いまして、療養給付費を1億円増額補正するものであります。

11ページをごらんください。

5款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金ですが、額の決定により5,201万9,000円を減額補正するものであります。

6款1項1目保健衛生普及費ですが、精算に伴い716万5,000円の減額です。

8款1項1目の一般被保険者保険税還付金の増額200万円と2目の退職被保険者等保険税還付金の増額ですが、社会保険加入等により、さかのぼって国保を脱退される方の増に伴い、保険税還付金を増額補正するものであります。3目償還金は、平成17年度の精算に伴う国庫金の返還金額の決定に伴いまして448万円を減額補正するものです。

9款予備費につきましては、収支の均衡を図るため90万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第40号平成18年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第2号)について、補足してご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,716万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億3,333万3,000円とするものです。歳入歳出予算の内容については、事項別明細書によりご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目医療費交付金及び2目審査支払手数料交付金の減4,482万8,000円は、交付決定見込み額により減額補正するものであります。

次に、2款1項1目医療費負担金の減4,090万9,000円と3款1項1目医療費負担金の減1,022万7,000円につきましても、交付決定見込み額により減額補正するものであります。

6款諸収入の第三者納付金は、収入見込み額により119万3,000円を減額いたします。

歳出についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

1款1項2目医療費支給費と3目審査支払手数料を、歳出見込み額によりそれぞれ229万1,000円と81万2,000円を減額するものであります。

3款予備費につきましては、歳入の4款繰入金金の一般会計繰入金とともに収支の均衡を図るため4,405万8,000円を減額するものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長(石崎勝三君) 福祉事務所長保坂悦男君。

簡明にお願いします。

(福祉事務所長 保坂悦男君登壇)

福祉事務所長(保坂悦男君) 命によりまして、議案第41号平成18年度笠間市介護保

険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、本年度の給付実績に基づきまして所要額を最終補正するものでございます。

第1条でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,491万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,062万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条の繰越明許費でございます。翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

恐れ入りますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございます。1款2項、事業名が介護保険システム改修事業、金額が31万5,000円とするものでございます。介護関連の調整を要しまして、翌年度繰り越して繰越明許するものでございます。

ページを返していただきまして、7ページでございます。

まず、歳入でございます。

主なものについてご説明申し上げます。

3款1項1目介護給付費負担金3,962万6,000円の減でございます。5款の県支出金で、1項1目介護給付費負担金3,989万7,000円の増でございます。ページを返していただきまして、7款1項一般会計繰入金でございますが、553万2,000円の減額でございます。

次に、歳出でございます。10ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項5目施設介護サービス給付費5,000万円の減でございます。8款の予備費でございますが、3,992万円減額をいたしまして収支のバランスをとったものでございます。

次に、議案第42号平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

この補正につきましても、介護予防サービスの実績に基づきまして最終補正するものでございます。

第1条介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ771万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ780万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目介護予防サービス計画収入771万円の減でございます。

次に、歳出でございます。1款1項1目介護予防サービス計画事業費771万円、同額の減でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 命によりまして、議案第43号から議案第48号までご説明申し上げます。

初めに、議案第43号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,800万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,226万6,000円とするものであります。

第2条では繰越明許費について、第3条では地方債の補正についてであります。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費です。1款下水道費、2項下水道建設費2億4,160万円を繰り越すものであります。第3表では、地方債変更による限度額を7億2,090万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入ですが、4款1項1目下水道事業費県補助金280万円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

6款2項1目下水道事業基金繰入金2,986万3,000円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

9款1項1目下水道事業債1億4,360万円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

ページを返していただきまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1項2目下水道管理費、11節需用費241万9,000円の減額は、主に修繕料であります。13節委託料806万9,000円の減額は、請負差金が出たことにより減額するものであります。15節工事請負費1,520万円の減額は、大古山橋かけかえにより管布設工事を予定しておりましたが、次年度へ変更するため減額するものでございます。

2項1目下水道建設事業費1億4,827万6,000円の減額の主なものは、13節委託料1,700万円減額、15節工事請負費1億1,000万円の減額で、設計委託料、工事請負費等の確定見込みにより減額するものであります。22節補償補填及び賠償金1,900万円の減額は、下水道工事に係る水道管移設補償費等の減額によるものでございます。

次に、議案第44号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,994万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,899万2,000円とするものであります。

第2条では継続費の変更について、第3条では地方債の変更についてであります。

4 ページをお開き願います。

第 2 表の継続費補正でございますが、岩間南部地区農業集落排水事業処理場建設工事で、総額 2 億 450 万円から 2 億 159 万 5,000 円に、枝折川地区農業集落排水事業処理場建設工事で、総額 2 億 6,300 万円から 1 億 9,957 万 5,000 円に変更するものであります。

第 3 表地方債の変更であります。起債限度額を 2 億 9,180 万円から 2 億 8,130 万円に変更するものであります。

歳入歳出補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお願い願います。

歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 目農業集落排水事業費分担金 101 万 2,000 円の増額は、主に北川根地区の新規加入者によるものでございます。

2 項使用料及び手数料、1 目農業集落排水使用料 275 万 6,000 円の減額は、予定した使用料を下回ることが予想されるため減額するものであります。

4 項繰入金、1 目一般会計繰入金は 2,725 万 9,000 円の減額でございます。

7 款市債、1 目農業集落排水事業債は、事業の確定見込みにより 1,050 万円の減額であります。

ページを返していただきまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

2 項農業集落排水施設建設費、1 目農業集落排水事業建設費 3,859 万 2,000 円減額の主なものは、13 節委託料 850 万円の減額及び 15 節工事請負費 2,859 万 2,000 円の減額で、事業費の確定見込みにより減額するものであります。

次に、議案第 45 号 平成 18 年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第 2 条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。収入支出それぞれ 3,168 万 4,000 円減額し、収入支出それぞれ 8 億 1,555 万 1,000 円に補正するものでございます。

第 3 条の資本的収入及び支出でございますが、予算第 4 表本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 6,747 万 3,000 円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1 億 6,747 万 3,000 円」に改め、資本的収入及び支出額の予定額を次のとおり補正するものでございます。

ページを返していただきまして、収入でございますが、1 款資本的収入 1,770 万円減額し 2,169 万 2,000 円に、支出でございますが、1 款資本的支出 1,960 万円減額し 1 億 8,916 万 5,000 円に、それぞれ補正するものでございます。

第 4 条の継続費でございますが、継続費の年割額を次のように改めるものでございます。平成 18 年度 2,252 万 5,000 円を 2,434 万 5,000 円に改めるものでございます。

ページを返していただきまして、第 5 条の企業債であります。予算第 6 条で定めた企

業債の限度額を第二次拡張費 540万円、建設改良費 690万円、合計いたしまして 1,230万円をゼロ円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきまして、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。14ページをお開き願います。

収益収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益 3,840万 8,000円の減額は、予定した給水収益が下回ることが予想されることから減額するものであります。2目受託工事収益 1,032万 6,000円の減額は、受託工事費の確定見込みによるものでございます。

2項営業外収益、3目他会計補助金 1,600万円の増額は、1節一般会計補助金で高料金対策補助金の額の確定によるものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費、1項営業費用、2目配水及び給水費 800万円の減額は、19節修繕費の減によるものでございます。3目受託工事費 775万 5,000円の減額は、委託料、補償工事費等の確定見込みによるものでございます。

4項予備費で 1,500万円の減額は、収支のバランスを図るものであります。

16ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項企業債 1,230万円の減額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたことにより減額するものであります。

6項国庫補助金、1目国庫補助金 540万円の減額は、補助事業として採択されなかったため減額するものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水施設建設費 1,770万円の減額は、工事請負費等の確定見込みによるものでございます。

次に、議案第46号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。収入支出それぞれ 724万 5,000円減額し、収入支出それぞれ 6億 8,941万 4,000円に補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1億 7,296万 4,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1億 7,296万 4,000円」に改め、資本的収入及び支出額の予定額を次のとおり補正するものでございます。

ページを返していただきまして、収入でございますが、1款資本的収入 4,260万円減額し 280万 2,000円に、支出でございますが、1款資本的支出 3,498万 6,000円減額し 1億

7,576万 6,000円に、それぞれ補正するものであります。

第4条の継続費でございますが、継続費の年割額を平成18年度 4,100万円を 3,300万円に、平成19年度 3億 6,229万 8,000円を 3億 7,029万 8,000円に改めるものでございます。

第5条の企業債でございますが、限度額 4,100万円を限度額ゼロ円に改めるものでございます。

ページを返していただきまして、第6条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を次のとおりと改めるものでございます。職員給与費 6,005万 2,000円とするものであります。

収入支出の主な内容につきまして、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。16ページをお開き願います。

収入でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益 630万円の減額は、3節配水補償工事収益であります。

ページを返していただきまして、17ページをお開き願います。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費 500万円の減額は、28節受水費で、予定した受水費が下回ることが予想されるため減額するものでございます。

3目受託工事費の 630万円の減額は、16節委託料、33節補償工事費で受託工事がなかったため減額するものでございます。

4項予備費で 380万 5,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

18ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債 4,100万円の減額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたため減額するものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水施設建設費 2,283万 7,000円の減額の主なものは、1節工事請負費で、事業費の確定見込みによるものでございます。

5項友部拡張事業費、2目配水管布設費 1,181万 2,000円の減額は、1節工事請負費、2節委託料で、事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、議案第47号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。収入支出それぞれ 5,827万 8,000円減額し、収入支出それぞれ 3億 4,560万 2,000円に補正するものであります。

ページを返していただきまして、第3条の資本的収入及び支出でございますが、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,670万 4,000円」

に、「過年度分損益勘定留保資金 6,670万 4,000円」に改め、資本的収入額の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入 3,000万円減額し 250万 3,000円に、支出でございますが、1款資本的支出 1,941万円減額し 6,920万 7,000円に、それぞれ補正するものでございます。

3ページをごらん願います。

第4条の企業債であります、限度額 3,000万円を限度額ゼロ円に改めるものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおりと改めるものでございます。職員給与費 2,228万 2,000円とするものであります。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益 3,436万 7,000円減額は、予定した給水収益が下回ることが予想されるため減額するものであります。

2項受託工事収益 2,391万 1,000円の減額は、2節給水補償工事収益、3節配水補償工事収益で、補償工事確定見込みにより減額するものであります。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費 3,200万円の減額の主なものは、28節受水費で、予定した受水費が下回ることが予想されるために減額するものでございます。

3目受託工事費 2,435万 4,000円の減額は、16節委託料、33節補償工事費等で確定見込みにより減額するものでございます。

16ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債 3,000万円の減額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることにより減額をするものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水施設建設費 1,941万円の減額は、事業費の確定見込みにより減額をするものでございます。

次に、議案第48号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。収入支出それぞれ 230万円増額し、収入支出それぞれ 3,523万円に補正するもので

あります。

収入支出の内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。
8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款工業用水道事業収益、1項営業収益、
1目給水収益 230万円の増額は、水道料金でございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款工業用水道事業費、2項営業
外費用、1目消費税及び地方消費税 100万円の増額は、給水収益の増額に伴うもので
ございます。

4項予備費で 130万円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上、議案第43号から議案第48号まで説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

3時40分から再開いたします。

午後3時31分休憩

午後3時42分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 6番鈴木（裕）でございます。

一般会計の41ページ、4款衛生費、予防費、ここの委託料で、健康診断検査委託料、そ
れから各種健診委託料、これが大きく減額になっていきますけれども、その減額になった理
由は何なのか、これが一つです。

それから、67ページ、ここの利子が 3,300万円減額になっております。いわゆる起債額
が減少したことによるかと思うんですけれども、起債額の減少による利子の減額は幾らぐ
らいになるのか、これが二つ目。

それから、水道事業関係で、給水収益、例えば笠間の水道事業会計、14ページです。こ
こで給水収益が大きく落ち込んでいます。ただ、友部水道はわずかな減額、岩間も大きく
給水収益が落ち込んでいる。この落ち込んだ理由は何なのか。

以上、3点質問いたします。

議長（石崎勝三君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 予防費の健康診断検査委託料の減額でございますけれど
も、予定していた健診者数よりも減ったということでございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 6番鈴木（裕）議員さんのご質疑にお答えします。

まず、給水収益が落ちているということでございますが、確かに岩間、笠間の給水収益で減額補正をさせていただいています。これにつきましては、当初予算から比べまして、4月から1月までの実際の給水収益の実績をもとにして、給水の収益が見込めないということで減額をさせていただきました。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 鈴木（裕）議員のご質問にお答えをいたします。

長期債の利子の関係でございますが、償還金利子の確定に伴う減ということでございますが、借り入れ時期をおくらせているということ、その関係で利子が減ってきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 保健衛生費の方の再質問ですけれども、いわゆる受診者が減ったということ、受診者だけの減少ということですね。そうしますと、それに対して、いわゆる受診者が減ったということは、それだけ市民の関心が低くなったことだと思うんですけれども、それに対するフォローをどうしているか。

それから、先ほどの水道事業会計の方で、過去の10カ月の数字をもとに算出したということですがけれども、そうしますと、普通は大体前年と同じような伸びになるのが一般的かと思うんですけれども、それにしてはちょっと減り方が大きいと思えます。その原因、もしわかりましたら教えてください。

議長（石崎勝三君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 減ったということですがけれども、その内容につきましては、ある程度就業とかそういうもので、企業にあった社会保険の方でやる方がいたとか、そういう関係だと思われまます。

ただ、詳細につきましては、調べまして会期中にご回答をしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 当初予算で過大に収益を見込んでしまったもので減額するというので、実際、平均的な数字で見るのが正しいと思えますので、19年度の予算におきましては、そういう平均的な数字で計上させていただきました。どうぞよろしくお願い致します。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 18年度一般会計補正予算の方で、36ページ、2目障害者福祉費の20節扶助費の方で、身体障害者補装用給付費が339万円減額になっています。これはベッドとかそういうものだと思いますけれども、その中身、何人ぐらいでどういうものが減っているのか。

それから、37ページの一番下です。障害者施設訓練費等支援費6,219万3,000円の減額、

これは障害者が通所しない、そういう訓練の減額かと思いますが、利用しているのは何人で、どういう施設の支援費の減額になっているか、伺います。

議長（石崎勝三君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、初めに、扶助費の身体障害者補装具給付費の内容でございますが、339万円の減額でございます。これにつきましては、車いすとか、あるいは下肢装置とか、電動の車いす、義足、あるいは補聴器等々でございますが、特に多いのは車いすと電動いす等の減額でございます。

それと、2番目の障害者施設訓練費等の支援費6,219万3,000円の減でございますが、これにつきましては、ご案内のように10月から自立支援法の制定がされまして、その関係からの減額等でございますけれども、特に施設へ入っている方の訓練費ということでございまして、法律に基づくところの減額が主なものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 身体障害者の補装具の方なのですが、車いすとか電動いすとか補聴器などということですが、これを受けられないということになっている人が実際は必要で、また買い求めたとか、そういう中身については把握しているかどうか、伺います。

それから、法律で、障害者のその施設に行かないというか、減額になっている施設訓練等の補助ですけれども、これは実際は行きたいけれども負担が重くなって行けないからこういう減額が出たのかどうか、伺います。

議長（石崎勝三君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 横倉議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

1番目の身体障害者の補装具の給付等につきまして、10月までは措置費でやっておったんですが、その後法律改正になりまして、申請に基づくことでの給付ということございまして、その内容につきましては、申請に基づいての結果、それぞれ交付をしているという内容でございます。

今、ご質問の内容につきましての把握はしてございません。

それと、二つ目の障害者施設訓練費等の支援費の関係でございますが、これも先ほど申し上げましたように障害者自立支援法の関係がございまして、その結果、このようなことで減額となるということございまして、中身につきましても、そのような法律の改正によつての減額等でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 法律によつての改正からこういうことができていることはそうなのですが、これに基づきますと、6,219万円の減額というと、施設にとっては営業が続

けられない。そうすると、障害者がそこに通えない。そういう事態についてどのように予測しているか、伺います。

議長（石崎勝三君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 横倉議員の再々の質問にお答え申し上げます。

確かに、自立支援法がございまして、1割負担ということで、その扶助といいますが、非該当者が出てきたということで、その辺のバランスといいますが、そういうことで減額になってございます。

特に上半期、9月までの間大変集中してございましたけれども、上半期分ということで、その申請が減ってきたということで、その減額等でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第48号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

最初に、議案第38号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成18年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）を採決いた

します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算

議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算

議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算

議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算

議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算

議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算

議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算

議長（石崎勝三君） 日程第23、議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算から議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算までの12議案を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算から議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

この12件の議案は、平成19年度の笠間市の一般会計、特別会計及び公営企業会計、合計12会計の当初予算であります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

〔総務部長 畑岡 洋君登壇〕

総務部長（畑岡 洋君） 議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

19年度の予算編成方針につきましては、先ほどの施政方針で市長が行っておりますので、お配りをしてございます平成19年度予算に関する参考資料によりまして内容をご説明申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成19年度の一般会計の当初予算でございますが、273億1,000万円でございます、前年と比較すると2億1,600万円、0.8%の増となっております。これを3月1日の人口8万1,603人で1人当たりの人口に直しますと、笠間市民1人当たり33万4,000円の予算となっております。

次に、歳入につきましては、2ページから4ページにかけて記載をしているところでございます。

まず、主だったものとしたしましては、3ページにあります市税の状況、さらに地方交付税、国県支出金、市債の状況でございます。

次に、5ページの歳出につきましては、8ページまでそれぞれ記載をしているところでございます。

まず、5ページ、歳出予算の款別、目的別の内訳、7ページには歳出予算の節別の内訳、8ページには歳出予算の性質別内訳、そして平成19年度の各種事業の状況ということで、17ページから30ページに記載をしているところでございます。

17ページから19ページにつきましては新規の事業、20ページから27ページに款別の主な事業、28ページから30ページには主な普通建設事業について記載をしているところでございます。

次に、31ページには、平成19年の補助金交付団体の状況につきまして、19年度の補助金交付団体は162件、金額にいたしまして8億304万2,000円となっております。また、現在、この補助金等につきましては、補助金等の検討委員会におきまして補助内容等について検討を行っている最中でありまして、平成19年度中に委員会より提言を受けまして見直しを行う予定でございます。

次に、37ページでございますが、起債の状況ということでございます。一般会計で、19年度末の現在見込みということで256億5,369万4,000円ということでございます。

さらに、最後のページでございますが、一部事務組合等の負担の状況を記載しているところでございます。

最後に、主な普通建設事業の位置図を掲載した笠間市全図を添付したところでございます。

大変概略ではございますが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算について、補足してご説明申し上げます。

167ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を76億4,800万円と定めるものでございます。予算総額は、対前年当初比で、9.3%、約6億5,000万円の増となっております。その主な要因ですが、昨年10月から創設されました保険財政共同安定化事業によるものでございます。

次に、第2条で、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用でございます。

歳入歳出予算の内容について、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げますので、175ページをお開き願います。

歳入の1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税を合わせますと25億4,642万2,000円で、医療費等の歳出見込み総額から国庫負担分等を控除して不足部分を収入として見込んでおります。

176ページをごらんください。

3款1項1目療養給付費等負担金ですが、16億4,831万1,000円を計上しております。これは歳出の一般被保険者の療養給付費と老人保健拠出金及び介護納付金に対する国の負担金であります。一般被保険者の医療費及び老人保健医療費拠出金が減額になっているのに伴い、4,638万8,000円の減額計上となっております。

同款2項1目財政調整交付金4億4,127万2,000円は、普通調整交付金と特別調整交付金を見込んだものでございます。

4款療養給付費等交付金10億5,826万9,000円は、退職者医療制度の医療給付費と老人医療拠出金の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

177ページをごらんください。

6款1項1目共同事業交付金ですが、対前年度当初比で7億2,093万6,000円と大きな伸びを示しておりますが、これは昨年10月から始まりました保険財政共同安定化事業の交

付金が対前年度当初と比べますと増となっているからでございます。

8 款の繰入金ですが、一般会計繰入金は、事務費、保険基盤安定、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業等それぞれの繰り入れ基準に基づきまして4 億 9,951万 2,000円を繰り入れるものでございます。

178ページをごらんください。

同款 2 項基金繰入金の 1 目財政調整基金繰入金は、保険事業費の財源及び収支の均衡を図るための財源として1 億 748万 9,000円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

182ページをお開きいただきます。

2 款保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費31億 2,300万円、退職被保険者等療養給付費12億 400万円等のほか、それぞれの療養費、高額療養費等を計上しております。

次に、183ページをごらんください。

3 款老人保健拠出金は、老人保健特別会計の医療費等の財源とするため社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので、10億 7,879万 7,000円を計上いたしました。国保の老人保健該当者数の減に伴いまして、前年より減額補正となっております。

184ページをお開きいただきます。

4 款の介護納付金は、介護保険の第 2 号被保険者の保険料を社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、5 億 4,570万円を計上しております。

5 款の共同事業拠出金ですが、4 目の保険財政共同安定化事業拠出金で7 億 866万 4,000円、対前年度当初比で皆増となっております。これは歳入の方でも説明いたしました保険財政安定化事業が昨年10月から始まったことに伴います増でございます。

次に、議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算について、補足してご説明申し上げます。

195ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を59億 5,100万円と定めております。予算総額は、医療費の伸びと新規対象者を見越して、対前年当初比で 3.5%、2 億 132万 1,000円の増となっております。

内容につきましては、事項明細書により主なものについてご説明申し上げますので、201ページをお開き願います。

歳入の 1 款支払基金交付金は、31億 3,975万 4,000円を計上しております。次に、2 款国庫支出金は18億 4,650万 1,000円、3 款県支出金は4 億 6,162万 6,000円、4 款繰入金は5 億 111万 3,000円で、いずれも医療費の総額に対しまして、支払基金、国、県、市それぞれの負担割合に応じて負担するものの収入でございます。

次に、203ページをお開き願います。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款総務費は、1 項 1 目の一般管理費に、老人保健にかかわる職員の人件費と電算業務委託料、レセプト点検等の事務費 2,688万 9,000円を計上しております。

2 款医療諸費では、1 項 1 目の医療給付費に58億 770万円、同項 2 目の医療費支給費に 7,500万円を計上しております。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 福祉事務所長保坂悦男君。

〔福祉事務所長 保坂悦男君登壇〕

福祉事務所長（保坂悦男君） 命によりまして、議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

215ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度笠間市の介護保険特別会計予算につきましては、第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億 2,000万円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、223ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

主なものについてのみご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 7 億 6,555万 7,000円でございます。介護給付費の19%分を計上してございます。

次に、3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 7 億 5,500万 1,000円でございます。介護給付費の20%分を計上しているものでございます。

ページを返していただきまして、3 款 2 項 1 目調整交付金でございます。1 億75万円でございます。

次に、4 款 1 項 1 目介護給付費交付金11億 7,025万円 1,000円でございます。介護給付費の31%を計上してございまして、第 2 号被保険者、いわゆる40歳から65歳未満の方の負担分でございます。

次に、225ページの 7 款 1 項一般会計繰入金でございますが、一般会計から12.5%もしくは 20.25%の負担分ということで、計 6 億 2,296万 7,000円でございます。

次に、歳出でございます。

228ページをお開きいただきたいと思います。

1 款 1 項総務管理費でございますが、合計で 1 億 1,863万 3,000円でございます。

次に、1 款 3 項でございます。介護認定審査会費でございますが、3,397万 2,000円でございます。

ページを返していただきまして、2 款 1 項介護サービス等諸費でございますが、1 目の居宅介護サービス給付費11億 9,000万円でございます。5 目の施設介護サービス給付費17

億 6,000万円、9目居宅介護サービス計画給付費2億 1,000万円等でございます。主に、要介護者の在宅サービス及び施設サービスにおける給付費等でございます。

続きまして、2款2項介護予防サービス等諸費でございます。

ページを返していただきまして、合計で1億 1,550万 3,000円でございます。主に、要支援者に対する在宅サービスにおける給付費等でございます。

233ページにいきまして、2款5項でございます。特定入所者介護サービス等費でございます。合計で1億 5,130万 2,000円でございます。施設サービスを利用する低所得者に対します食費とか居住費とか、そういう軽減等の費用でございます。

235ページの下段にまいりまして、4款2項でございます。包括的支援事業・任意事業費でございます。ページを返していただきまして、236ページの合計で4,268万 4,000円でございます。

237ページ、6款の公債費でございます。1,766万 6,000円でございますが、国、県等への償還金でございます。

ページを返していただきまして、予備費で2,179万 6,000円で収支のバランスをとったものでございます。

次に、議案第53号でございます。

249ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,537万 8,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、254ページでご説明申し上げますので、お開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目介護予防サービス計画費収入1,537万 5,000円でございます。

次に、歳出でございます。1款1項1目介護予防計画事業費1,394万円でございます。ケアプラン等の作成費でございます。

予備費で143万 7,000円計上いたしまして、収支のバランスをとったものでございます。以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第54号、第55号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の257ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を28億 195万 1,000円と定めてございます。

第2条では債務負担行為、第3条は地方債について、第4条では一時借入金の最高額を8億円と定めてございます。

第5条では、歳出予算の流用に関する規定でございます。

261ページをお開き願います。

第2表債務負担行為につきましては、平成19年度から笠間市浄化センター等の増設事業を実施するため、平成20年度より平成22年度まで9億2,000万円を計上しております。

ページを返していただきまして、第3表地方債で公共下水道事業債6億7,530万円、資本費平準化債2億5,430万円、合わせて9億2,960万円を限度額とし、利率は5%以内とし、償還の方法は記載のとおりとなっております。

続いて、歳入歳出の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

265ページをお開き願います。

初めに、歳入についてですが、1款分担金及び負担金、2項負担金、1目受益者負担金から4目管理負担金で8,941万8,000円を見込んでおります。

次に、2款使用料及び手数料、1目下水道使用料4億4,689万2,000円につきましては、下水道使用料でございます。

ページを返していただきまして、3款国庫支出金、1目下水道事業費国庫補助金3億460万円につきましては、管渠設計委託料及び工事請負費等の国庫補助金でございます。

4款県支出金、1目下水道事業費県補助金1,650万円につきましても、工事費等の県補助金でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金9億3,719万4,000円につきましては、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

267ページになりますが、2項1目の下水道事業基金繰入金7,579万1,000円は、公共下水道事業基金積立金より繰り入れるものでございます。

9款市債、1目下水道事業債9億2,960万円は、公共下水道事業債及び資本費平準化債でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

ページを返していただきまして、1款1項1目下水道総務費1億2,949万9,000円は、業務関係費を計上しております。

270ページになりますが、2目下水道管理費2億8,172万6,000円は、下水道施設の保守点検を初めとする維持管理費等を計上しております。

主なものは、13節委託料1億2,404万2,000円は、説明欄に記載のとおりであります。15節工事請負費で3,120万円、19節負担金補助及び交付金3,606万4,000円は、那珂久慈汚泥焼却炉施設維持管理費負担金3,599万8,000円が主なものになります。

次に、272ページをお開きください。

2 項 1 目下水道建設事業費10億 8,417万 4,000円の主なものは、13節委託料で1億4,010万 1,000円は、新たな下水道管渠等を整備していくための設計委託料等で1億3,900万円を計上しております。15 節工事請負費で8億 5,900万円を計上しております。

2 款公債費、元金利子合わせまして13億 155万 2,000円につきましては、公共下水道事業の長期債元金及びその利子等でございます。

次に、議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 285ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億 7,880万 2,000円とするものであります。

第2条では地方債について、第3条では一時借入金の最高額は1億円と定めております。第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

288ページをお開き願います。

第2表の地方債でございますが、農業集落排水事業で、起債限度額 7,470万円を予定しております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

291ページをお開き願います。

第2款使用料及び手数料、1項1目農業集落排水使用料 4,626万 8,000円は、農業集落排水使用料を予定したものでございます。

3款県支出金、1項1目農業集落排水事業費県補助金 6,211万 5,000円は、枝折川地区及び岩間南部地区の建設工事費等の補助金でございます。

ページを返していただきまして、1項2目農業集落排水事業推進交付金 1,512万円は、市債償還金に充てるための交付金でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金 2億 7,364万 4,000円につきましては、工事請負費及び公債費等に充てるため一般会計からの繰入金でございます。

7款市債、1項1目農業集落排水事業債 7,470万円は、枝折川地区及び岩間南部地区の施設建設改良費等に充てるための起債でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

293ページをごらん願います。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水施設管理費、1目農業集落排水施設管理費の 7,809万 7,000円の主なものでございますが、11節需用費 2,786万 1,000円の主なものは、光熱水費及び修繕料等でございます。12 節役務費 1,580万 9,000円の主なものは、汚泥汲取手数料でございます。13 節委託料 1,984万 4,000円の主なものは、市原、北川根、安居地区の施設管理委託料でございます。

ページを返していただきまして、1款農業集落排水事業費、2項1目農業集落排水事業

建設費 1 億 9,639万 1,000円の主なものでございますが、295ページをごらんください。13節委託料 700万円は、枝折川地区及び岩間南部処理場の外構工事等設計委託料が主なものでございます。15節工事請負費 1 億 3,500万円は、枝折川地区及び岩間南部地区処理場の外構工事及び中継ポンプ施設等の工事請負費でございます。25節積立金 782万 5,000円は、農業集落排水事業基金積立金でございます。

ページを返していただきまして、2款公債費、1項1目元金 1 億 1,601万 8,000円、2目利子 8,729万 6,000円は、平成19年度に支払う元金及び利息でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 保健福祉部長加藤法男君。

〔保健福祉部長 加藤法男君登壇〕

保健福祉部長（加藤法男君） 議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

307ページをごらんいただきたいと思います。

第1条から、会計の予算を定めることについて規定しております。

第2条で、業務の予定量でございますけれども、年間患者数、入院を 4,380名、外来を 2万 8,910名と定めたところでございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出について定めておりまして、事業収益として収支 5 億 2,779万 1,000円と定めたところでございます。

次に、第4条でございますけれども、資本的収入及び支出につきましては、収入支出それぞれ 1,346万 4,000円と定めたところでございます。

第5条に、一時借入金の限度額を 2 億円と定めております。

第6条につきましては議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第7条については他会計からの補助金等について明記しております。

第8条につきましては、たな卸資産の購入限度額を 1 億 7,090万円と定めたものでございます。

なお、309ページから 332ページにかけましては、実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書、予算に関する説明書が載せてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 命によりまして、議案第57号から議案第60号までご説明申し上げます。

初めに、議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算についてご説明申し上げ

ます。

予算書の 333ページをお開き願います。

第1条の総則でございますが、平成19年度笠間市笠間水道事業会計の予算総額は、10億2,742万9,000円でございます。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。収入でございますが、1款水道事業収益は8億1,293万5,000円でございます。支出でございますが、1款水道事業費用は収入と同額の8億1,293万5,000円でございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,302万円は、過年度分損益勘定留保資金1億8,302万円で補てんするものでございます。収入でございますが、1款資本的収入は3,147万4,000円でございます。次に、支出でございますが、1款資本的支出は2億1,449万4,000円でございます。

ページを返していただきまして、第5条の継続費でございますが、1款資本的支出、2項第二次拡張事業費、第2期工事の総額は20億4,752万6,000円で、年割額は記載のとおりとするものでございます。

335ページをお願いいたします。

第6条の企業債でございますが、起債の目的は建設改良費、限度額は1,040万円で、起債の方法は普通貸借または証券発行により、利率は5%内で、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費で4,879万1,000円、交際費で3万4,000円とするものであります。

第10条では、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。

ページを返していただきまして、収益的収入及び支出の主なものについてご説明申し上げます。

収入の1項営業収益、1目給水収益5億9,383万9,000円は、水道料金を見込んだものでございます。3目その他営業収益1,531万7,000円は、水道加入金が主なものでございます。

2項営業外収益、3目他会計補助金1億8,610万7,000円は、一般会計補助金であります。

3項特別利益は、科目設定のみでございます。

337ページをお願いいたします。

支出ですが、1項営業費用、1目原水及び浄水費3億7,541万6,000円の主なものは、

県水受水費等であります。2目配水及び給水費 2,876万 8,000円の主なものは、委託料、給配水施設の修繕費等でございます。5目総係費 5,817万 9,000円の主なものは、給与、手当等の人件費であります。6目減価償却費 1億 8,548万 3,000円は、構築物等の有形固定資産減価償却費であります。

第2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費 1億 1,937万 4,000円は、企業債利息であります。

339ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入ですが、1項企業債 1,040万円は、老朽管更新事業により借り入れを予定するものであります。

2項他会計出資金、1目一般会計出資金 2,023万 3,000円を予定するものであります。

ページを返していただきまして、支出ですが、1項建設改良費、2目施設改良費 5,563万 9,000円は、配水管布設工事請負費及び設計業務委託料であります。

2項企業債償還金、1目企業債償還金 1億 4,943万円は、企業債元金の償還金でございます。

次に、議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 371ページをお開き願います。

第1条の総則でございますが、平成19年度笠間市友部水道事業会計の予算額は、12億 378万 5,000円でございます。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。収入でございますが、1款水道事業収益は7億 256万 2,000円でございます。支出でございますが、1款水道事業費用は収入と同額の7億 256万 2,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1億 9,870万 1,000円は、過年度分損益勘定留保資金 1億 9,870万 1,000円で補てんするものでございます。収入でございますが、1款資本的収入は3億 252万 2,000円でございます。次に、支出でございますが、1款資本的支出は5億 122万 3,000円でございます。

372ページをお願いいたします。

第5条の継続費でございますが、1款資本的支出、5項友部拡張事業費、第3次拡張県水系低区配水池設置で総額は4億 329万 8,000円で、年割額は平成19年度は3億 7,029万 8,000円と定めるものであります。

第6条の企業債でございますが、起債の目的は第三次拡張事業費、限度額は3億円で、起債の方法は普通貸借または証券発行により、利率は5%以内で、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金でございますが、限度額は2億円と定めるものでございます。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費 6,167万 7,000円、交際費で3万 4,000円とするものであります。

第10条では、たな卸資産の購入限度額を 300万円と定めるものでございます。

373ページをごらん願います。

収益的収入及び支出の主なものについてご説明申し上げます。

収入の1項営業収益、1目給水収益 6億 6,706万 9,000円は、水道料金を見込んだものでございます。3目その他営業収益 2,587万 6,000円は、水道加入金が主なものでございます。

2項営業外収益、4目雑収益 545万 5,000円は、下水道料金徴収委託料であります。

3項特別利益は、科目設定のみでございます。

374ページをお願いします。

支出ですが、1款1項営業費用、1目原水及び浄水費 3億 1,506万 9,000円の主なものは、浄水施設等電力料の動力費、県水受水費等でございます。2目配水及び給水費 2,668万 9,000円の主なものは、量水器交換の委託料、給配水施設の修繕費等を計上してございます。5目総係費 8,227万 1,000円の主なものは、給与、手当等の人件費であります。6目減価償却費 1億 7,312万 3,000円は、構築物等の有形固定資産減価償却費であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費 6,286万 3,000円は、平成19年度に支払う企業債利息であります。

4項予備費 500万円は、収支のバランスを図るものでございます。

376ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入ですが、1項企業債 3億円は、第3次拡張県水系低区配水池設置事業に伴う企業債の借り入れでございます。

3項他会計負担金、1目一般会計負担金 252万円は、消火栓設置負担金でございます。

377ページをごらん願います。

支出ですが、1項建設改良費、2目施設改良費 3,847万円は、配水管布設工事に伴う工事請負費及び設計委託料であります。

2項企業債償還金 9,844万 7,000円は、企業債元金の償還金であります。

5項友部拡張事業費、2目配水管布設費 3億 6,229万 8,000円は、県水系低区配水池設置工事請負費及び委託料でございます。

次に、議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 405ページをお開き願います。

第1条の総則でございますが、平成19年度笠間市岩間水道事業会計の予算総額は、4億

887万 9,000円でございます。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。収入でございますが、1款水道事業収益は3億 5,282万 5,000円でございます。支出でございますが、1款水道事業費用は収入と同額の3億 5,282万 5,000円でございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額 3,853万 1,000円は、過年度分損益勘定留保資金 3,853万 1,000円で補てんするものでございます。収入でございますが、1款資本的収入は 1,752万 3,000円でございます。次に、支出でございますが、1款資本的支出は 5,605万 4,000円でございます。

第5条の企業債であります。起債の目的は建設改良費、限度額は 1,500万円で、起債の方法は普通貸借または証券発行により、利率5%以内で、償還の方法は記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、第6条の一時借入金でございますが、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用について、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するものでございます。職員給与費 2,153万 3,000円、交際費 3万 4,000円とするものです。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を 300万円と定めるものでございます。

407ページをごらん願います。

収益収入及び支出の主なものについてご説明申し上げます。

収入の1款水道事業収益、1項営業収益 3億 4,105万 8,000円の主なものは、1目給水収益 3億 691万 1,000円で、水道料金を見込んだものであります。2目受託工事収益 2,597万 7,000円は、配水補償工事収益を予定したものでございます。3目その他営業収益 817万円は、水道加入金が主なものでございます。

2項営業外収益 1,176万 4,000円の主なものは、3目他会計補助金 1,016万 7,000円は一般会計補助金であります。

3項特別利益は、科目設定のみでございます。

ページを返していただきまして、支出ですが、1項営業費用、1目原水及び浄水費 1億 5,350万 7,000円の主なものは、浄水施設等の動力費、県水受水費等であります。3目受託工事費 2,518万 9,000円の主なものは、配水補償工事費等であります。5目総係費 3,451万 3,000円の主なものは、給与、手当等の人件費であります。6目減価償却費 8,283万 6,000円は、構築物等の有形固定資産減価償却費等でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費 2,387万 2,000円は、平成19年度に支払う企業債利息でございます。

4 項予備費 300万円は、収支のバランスを図るものでございます。

ページを返していただきまして、資本的収入及び支出の収入でございますが、第 1 項企業債 1,500万円は、建設改良事業費として借り入れるものでございます。

3 項他会計負担金 252万円は、消火栓設置に伴う一般会計負担金でございます。

411ページをお願いします。

支出ですが、第 1 項建設改良費、3 目配水施設建設費 3,190万 9,000円は、配水管布設工事請負費、設計委託料であります。

2 項企業債償還金 2,373万 4,000円は、企業債元金の償還金でございます。

次に、議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 439ページをお開き願います。

第 1 条の総則でございますが、平成19年度笠間市工業用水道事業会計の予算総額は 3,611万円でございます。

第 2 条の業務予定量は、記載のとおり予定するものでございます。

第 3 条の収益収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。収入でございますが、1 款工業用水道事業収益は 3,611万円でございます。支出であります、1 款工業用水道事業費用は収入と同額の 3,611万円であります。

第 4 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めてございます。

第 5 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するもので、職員給与費 451万 4,000円、交際費 1 万円とするものであります。

第 6 条では、他会計からの補助金について定めるものでございます。

ページを返していただきまして、収益収入及び支出の主なものについてご説明申し上げます。

収入で、1 款工業用水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 3,610万 6,000円は、水道料金を見込んだものでございます。

441ページをごらんください。

支出ですが、1 款工業用水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄配水費 966万 3,000円の主なものは、修繕費、動力費等でございます。3 目減価償却費 1,730万 8,000円は、構築物、機械及び装置等の減価償却費であります。

2 項営業外費用、1 目消費税及び地方消費税で 110万円は、平成19年度の納付予定額でございます。

4 項予備費 228万 9,000円は、収支のバランスを図ったものでございます。

以上、議案第57号から議案第60号までよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 先ほどの市立病院の説明の中で間違っ
て説明申し上げましたので、訂正をさせていただきたいと思
います。

第4条関係の資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び支出
について1,346万4,000円の同額と申し上げましたけれども、資本
的収入につきましては1,346万4,000円でありまして、支出につ
きましては2,019万7,000円ですので、ご訂正をさせていただきます。

あと、先ほどの補正予算の質疑の中で、鈴木裕士議員より質疑のあり
ました件につきまして、健康診断検査委託料ですけれども、4科目ご
ざいまして、それぞれ実績の減によるものでございます。また、各
種検診委託料につきましても、12科目があるわけですが、同様に
それぞれ実績により減少を生じたものでございます。

以上です。どうもありがとうございました。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は3月9日午前10時から会議を開きますので、ご
参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 野 口 圓

署 名 議 員 鈴 木 裕 士